

政策評価調書(政策体系図)

所管名: 内閣府(組織: 金融庁)

28年度成立予算における政策体系図 【基本(実施)計画(28年8月策定)】	
基本政策	
施策	
I. 経済成長の礎となる金融システムの安定	
1. 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	
2. 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	
3. 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	
II. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	
1. 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	
2. 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	
3. 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	
III. 公正・透明で活力ある市場の構築	
1. 市場インフラの構築のための制度・環境整備	
2. 市場機能の強化のための制度・環境整備	
3. 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	
4. 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	
5. 市場機能の発揮の基礎となる会計監査に関する制度・環境整備	
IV. 横断的施策	
1. 国際的な政策協調・連携強化	
2. アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	
3. 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	
4. 金融行政についての情報発信の強化	
5. 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備	

29年度概算要求における政策体系図 【基本(実施)計画(29年8月策定(予定))】	政策評価 調書番号
基本政策	/
施策	
I. 経済成長の礎となる金融システムの安定	①
1. 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	
2. 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	
3. 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	
II. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	②
1. 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	
2. 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	
3. 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	
III. 公正・透明で活力ある市場の構築	③
1. 市場インフラの構築のための制度・環境整備	
2. 市場機能の強化のための制度・環境整備	
3. 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	
4. 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	
5. 市場機能の発揮の基礎となる会計監査に関する制度・環境整備	
IV. 横断的施策	④
1. 国際的な政策協調・連携強化	
2. アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	
3. 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	
4. 金融行政についての情報発信の強化	
5. 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備	

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記入すること。
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記入すること。
3. 28年度政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。
4. 29年度において実施することが予定されている政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、29年度の新規の政策及び前年度政策体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記入例2のとおり付番すること。
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記入する。

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

【平成29年度金融庁政策評価実施計画(平成29年8月策定(予定)に対応するもの)】

所管:内閣府		会計:一般会計		組織:金融庁			
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		I	II	III	IV
		(項)	(事項)				
	×	金融庁共通費					
	×	金融庁一般行政に必要な経費					
	×	国際会議等に必要な経費					
	×	審議会等に必要な経費					
		金融政策費					
①	●	金融機能安定確保に必要な経費(主要経費95)		●			
②	●	金融サービス向上推進に必要な経費(主要経費95)			●		
③	●	金融市場整備推進に必要な経費(主要経費95)				●	
④	●	金融政策推進に必要な経費(主要経費95)					●
④	●	経済協力に必要な経費(主要経費50)					●

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記入すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

【平成29年度金融庁政策評価実施計画(平成29年8月策定(予定)に対応するもの)】

所管:復興庁

会計:東日本大震災復興特別会計

組織:金融庁

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		I	II	III	IV
		(項)	(事項)				
		金融機能安定・円滑化復興政策費					
①	●	金融機能安定確保に必要な経費(主要経費95)		●			
②	●	金融サービス向上推進に必要な経費(主要経費95)			●		

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記入すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備				
評価方式		総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	①（I-1）
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	621,920	440,553	399,001	383,832	420,214
	補正予算（千円）	△ 52,464	△ 2,278	△ 65,989		
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	569,456	438,275	333,012		
執行額（千円）		306,918	154,165	148,207		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○政策評価結果を踏まえ、金融モニタリング基本方針に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリングを引き続き着実に進めていく必要があることから、新たに予算を要求。 具体的には証券会社・保険会社を対象に、モニタリング・分析ニーズの把握及びデータ徴求様式設計を行った上で、当庁の徴求／分析システムの全体像を検討するコンサルティング等を外部委託するための予算を要求。 ○同様に継続して下記経費を要求。 ・金融分野のサイバーセキュリティ対策に必要な経費、金融機関等検査経費、金融検査手法向上経費、リスク計測参照モデル関係経費、デジタルフォレンジック関連システム経費、金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費、自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備					番号	①（I-1）	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項					
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費		金融機能安定確保に必要な経費	373,832	420,214	
	●	2	東日本大震災復興特別	復興庁	金融機能安定・円滑化復興政策費		金融機能安定確保に必要な経費	10,000		
	●	3								
	●	4								
	小計								383,832	420,214
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1								
	○	2								
	○	3								
	○	4								
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1								
	◇	2								
	◇	3								
	◇	4								
	小計									
合計								383,832	420,214	

平成 27 年度 実績評価書

金融庁 27(施策 I - 1)

<p>施策名</p>	<p>金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備</p>
<p>施策の概要</p>	<p>金融機関の健全性を確保するため、効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取り組み及びベターレギュレーションの深化を図ることとしている。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融機関の健全性が確保されること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針 ・ G20サミット首脳宣言・行動計画（平成20年11月15日） ・ 金融・資本市場に係る制度整備について（22年1月21日） ・ 「産業競争力強化に関する実行計画」（26年1月24日閣議決定） ・ 「『日本再興戦略』改訂2014」（26年6月24日閣議決定） ・ 「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日） ・ 「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26年6月12日） ・ G20サントペテルブルク・サミット 首脳宣言（25年9月6日） <p>抜粋 （金融規制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの5年間で、我々は国際的に一貫した金融システムの改革の実施において大きな進捗を見た。全ての主要な国・地域が、部分的に又は全体について、下記の措置をとった。 ・ 国際的な資本基準（バーゼル3）の実施 ・ グローバルなシステム上重要な銀行及び保険会社の特定、及びそのリスクを最小化するための、より高い健全性基準に関する合意 ・ 大規模で複雑な金融機関の秩序ある破たん処理を納税者に損失を与えることなく実施するために合意された手段と手続の実施 <p>これらの改革を実施するための国際的な協調とコミットメントは過去に例を見ないものである。しかし、我々は更なる作業を行う必要がある。我々はその作業が終わるまで改革の姿勢を維持することにコミットしている。</p>

測定指標			
指標① [主要] 各業態の健全性指標 (自己資本比率、不良債権比率等)			【 達成 】
基準値	実績		目標値
26年度	27年度		27年度
26年度各業態の比率	27年度各業態の比率 (別紙参照)		水準維持
指標② [主要] 金融モニタリング基本方針、金融行政方針の実施状況			【 達成 】
27年度目標	26年度の金融モニタリング基本方針、27年度の金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施		
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針」及び「平成 27 事務年度 金融行政方針」(以下「金融行政方針」という。)に基づき、金融システムの健全性の維持等について、金融システムを取り巻く環境の変化に対し、金融システム及び金融機関の健全性の維持が重要であるとの観点から、モニタリングを実施し、そのモニタリング結果として「預金取扱金融機関の健全性は、総じて維持されている」旨を 27 年 7 月に公表した金融モニタリングレポートにおいて記載しています。 		
指標③ [主要] 金融機関のリスク管理の高度化			【 達成 】
27年度目標	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証		
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を行いました。 		
指標④ 既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施			【 達成 】
27年度目標	既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査の実施		
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 既承認金融機関に係る、安定的なリスク管理の運用状況等についての確認を実施しました。また、高度なリスク計測手法については、5先に対する承認を行いました。 		
指標⑤ グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督			【 達成 】
27年度目標	ヒアリング等を通じ、グループ全体としてのリスク管理態勢の把握・検証		
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 3メガバンクグループ等のグローバルに活動する金融機関について、クレジットサイクルを意識した経営が行われ、経済・市場のストレス時においても十分な金融仲介機能を発揮できるよう健全性が確保されているか、との観点から、経営管理・リスク管理等の向上に向けた諸課題について、対話を行い、取組みを促しました。 また、3メガバンクグループ、野村グループや大手生損保グループに 		

		については、グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、監督カレッジ会合を開催しました。	
指標⑥	大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督		【 達成 】
27年度 目 標	商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施		
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 大規模証券会社グループ等について、商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、モニタリング・分析を行い、リスク管理のあるべき方向性について議論を行いました。 		
指標⑦	保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督		【 達成 】
27年度 目 標	連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを実施		
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 各社の連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを行い、金融庁ウェブサイトにて半期毎に集計結果を公表しました。 		
指標⑧	国際的な議論を踏まえた国内制度の整備		【 達成 】
27年度 目 標	関連告示等の整備		
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正（資本バッファ等）を実施しました。 		
指標⑨	金融機能強化法（震災特例を含む）の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップを実施		【 達成 】
27年度 目 標	金融機能強化法（震災特例を含む）について活用の検討を促すとともに、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表		
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法に基づき 1 金融機関に対して資本参加を実施しました（27年12月）。 金融機能強化法等に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した 10 の金融機関が作成した新しい経営強化計画等を公表しました（27年8月）。 早期健全化法に基づき資本増強を行った 1 金融機関の新しい経営健全化計画を公表しました（28年2月）。 		
指標⑩	業界横断の業務継続訓練の実施		【 達成 】

27年度 目 標	訓練の実施
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度に引き続き、27年9月1日及び11月8日に、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を実施しました。なお、27年度の訓練においては、平日及び休日発災を想定した対策本部の初動対応訓練に加え、通信手段制約下での安否確認や情報収集、交通手段制約下での対策本部参集要員の参集訓練など、訓練内容の高度化を図りました。
指標⑪ 情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施状況	
	【 達成 】
27年度 目 標	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けてインシデント情報や脆弱性情報等の情報提供を行いました。
指標⑫ 金融行政の質的向上に向けての取組み	
	【 達成 】
27年度 目 標	金融行政の質的向上に資する施策の実施
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融行政が何をめざすかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、金融行政方針として公表（27年9月）し、金融庁自身の改革として、「開かれた体制の構築」や「金融機関の創意工夫を引き出す監督行政」に取り組みました。

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 各業態の健全性指標の目標値を達成（測定指標①）したほか、金融機関の健全性を確保するための重要な取組みとして、金融行政方針に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリングの実施（測定指標②）や関連告示等の整備（測定指標⑧）を行うなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。
	【必要性】 オン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリング（測定指標②）等の取組みは、金融機関の健全性の確保を図るとともに、金融機関の業務の適切な運営を促進し、ひいては信用秩序の維持と国民経済の健全な発展につながることから、必要不可欠であると考えています。
施策の分析	【効率性】 金融行政方針により金融機関に対するモニタリングプロセスの一体化が図られ、より効果的・効率的にモニタリングに取り組めたものと考えています。

	<p>【有効性】 オン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリングの実施等により、財務の健全性・業務の適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ検査・監督上の対応や監督指針の整備等を行うことにより、金融機関のリスク管理の高度化の促進につながり、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保（測定指標①）に資することができたものと考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融機関の健全性を確保するため、引き続き金融行政方針に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリングの実施や関連告示等の整備などを行っていく必要があります。</p> <p>【施策】 金融機関の健全性は維持されているものと考えられますが、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化し続ける中、今後とも金融機関の健全性が維持されるよう注視していく必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 金融機関の健全性の維持を図るため、経済・金融情勢を勘案した効果的・効率的なモニタリングを行っていきます。 ② 金融行政方針に基づき、金融システムの健全性の維持・向上のため、引き続き、検査局と監督局が緊密に連携し、効果的・効率的なモニタリングを実施していきます。 ③ 金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の高度化を促進していきます。 ④ リスク計測手法の承認を希望する金融機関に係る審査及び既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握を実施していきます。 ⑤ 監督カレッジ会合等での情報共有・議論を通じ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行っていきます。 ⑥ 大規模証券会社グループについて、引き続き、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努めるとともに、オン・オフ一体による検査・モニタリングを実施します。さらに、当局間のベストプラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務の継続的な向上に取り組みます。 ⑦ 生保、損保グループに対する監督カレッジ等の実施などを含め、グループ全体の経営実態・リスク管理態勢等の適時・的確な把握に努めます。 ⑧ F S B及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しを踏まえ、継続的にルール整備を実施していきます。 <p>また、保険会社を取り巻く経営環境やビジネスモデル</p>

	<p>が変化する中、国際的な議論と整合性をとりつつ、財務状況の的確な把握やリスク管理の高度化を図ることが重要であるため、資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法に関する目標を新たに設定します。</p> <p>⑨ 金融機能強化法等に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、適切な運用に努めていきます。</p> <p>⑩ 今後も業界横断的な訓練に引き続き参加し、全国銀行協会と協力してより効果的な訓練の実施等を検討していきます。</p> <p>⑪ N I S Cと連携して情報セキュリティに関する情報提供を適切に行います。また、金融庁独自で発信すべき情報があれば、積極的に行っていきます。</p> <p>⑫ 今後も金融行政の質的向上に向けて、必要な取組みを進めてまいります。なお、当測定指標は、金融機関の健全性確保に限られるものではないため、平成28年度より、施策Ⅳ－3（金融サービスの提供者に対する事業環境の整備）の測定指標とします。</p>
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
----------------	--

① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・マクロ・ブルーデンス <p>グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、資金の流れを把握・分析するとともに、大手金融グループを中心に、金融機関のビジネス、貸出・運用動向等のリアルタイムな把握を行いました。</p> <p>また、金融機関の動向等について、金融機関から徴求したデータ等を活用したより深度ある分析を実施し、集積した情報及び分析結果の金融機関に対するモニタリングでの活用を図りました。</p> ・グローバルに活動する金融機関 <p>3メガバンクグループに対しては、海外業務の急速な拡大に伴い重要性が高まっている、海外与信管理や外貨流動性管理の向上を促す観点から、ベストプラクティスや共通する課題等の把握に向けて、「水平的レビュー」を行いました。</p> <p>加えて、3メガバンクグループに対しては、経済や市場の変動に対する耐性を高め、ストレス時においても十分な金融仲介機能を発揮できるよう政策保有株式の着実な縮減に向けた取組みを求めました。27年11月、3メガバンクグループは、政策保有株式を今後3～5年程度の間約3割程度削減することを内容とする当面の削減目標を公表し、足元、着実な縮減に取り組んでいます。</p> <p>また、3メガバンクグループ、野村グループ等については、グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催し、グローバルに活動する我が国金融機関の経営上の諸課題（再建計画等）について、議論を行いました。</p>
--------------------------	--

・地域金融機関

地域における人口減少や高齢化、金利低下等により経営環境が変化する中で、中長期的に持続可能なビジネスモデルを構築・維持する観点から、金融機関において、こうした環境変化に伴って生じるリスクをフォワードルッキングに分析するとともに、当該リスクに対応するための経営管理態勢・リスク管理態勢の構築や中長期的な経営戦略の策定・実行を行っているかについて対話を行い、適切な対応を促しました。

・保険会社

大手保険会社に対しては、大手生損保のグローバル展開に関する経営管理など業界横断的なテーマに関する水平的レビューを実施し、その他の保険会社に対しては、各保険会社のリスクプロファイルに応じ、オフサイトモニタリングやターゲット検査を実施しました。オン・オフ一体的なモニタリング態勢の下、保険会社を取り巻く内外の環境の変化や、プロファイリング結果を踏まえつつ、業態・個別保険会社の状況等に応じた実態把握や、重要な経営課題等に焦点を当てた検証等、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施しました。

・金融商品取引業者

大規模証券会社グループ等について、複眼的な断面からのモニタリング・分析を行い、リスク管理のあるべき方向性について議論を行ったこと、また他国当局や他国の金融機関におけるベスト・プラクティスについて情報収集するとともに、他国当局と緊密に連携しつつ監督を行ったことは、監督実務の質的向上につながる取組みであったと考えています。

・その他

専門性の高い分野やグローバル・ベストプラクティスに関する知見を組織的に蓄積・拡充していくため、高い専門性を有する外部専門家の登用に積極的に努めました。また、研修実施計画に基づき、専門人材の計画的な育成を図りました。こうした取組みにより、専門性の高い分野やグローバル・ベストプラクティスに関する知見の組織的な蓄積・拡充に努めました。

収集情報の見直しや収集情報を統合的に管理・活用する態勢（ITシステムを含む）整備の参考とするため、海外当局における収集情報や当該情報を管理・活用する態勢等について調査を行いました。今後とも、金融情勢や金融実務の変化に対する迅速な対応に努めます。

自己資本比率規制については、引き続き、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、承認申請に対し適切な審査を行いました。

② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備

・ バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる証券化リスク・リテンション、資本バッファー等に関する監督指針及び関連告示等の整備を実施しました。

<p>③ 金融機能強化法等の適切な運用</p>	<p>【金融機能強化法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同法に基づき、新たに1金融機関に対して、27年12月に資本参加を実施しました。 ・ 同法に基づき資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況について、それぞれの営業地域において金融仲介機能が適切に発揮されているかフォローアップを行い、その内容を公表しました。 ・ 同法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した10の金融機関が地方創生の取組みを強化する観点から作成した新しい経営強化計画等について、27年8月に公表しました。 ・ これらの取組みにより、金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の金融仲介機能の強化が図られ、地域経済の活性化への貢献を促す効果があったと考えています。 <p>【早期健全化法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同法に基づき資本増強を行った1金融機関の新しい経営健全化計画について、28年2月に公表しました。 ・ 当該資本増強行から、経営健全化計画の履行状況について報告を受けフォローアップを行うとともに、27年3月期については同年6月に、27年9月期については同年12月にその内容を公表しました。 ・ これらの取組みは、当該資本増強行の健全かつ適切な業務運営の確保を促す効果があったと考えています。
<p>④ 金融機関の業務継続体制の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全預金取扱金融機関の業務継続体制の整備状況等について確認を行い、取組みが遅れている金融機関に対して、体制整備を促しました。こうしたモニタリングによって、預金取扱金融機関の業務継続体制の適切性の確保に寄与したものと考えています。
<p>⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」を踏まえ、NISCと連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けてインシデント情報や脆弱性情報等の情報提供を行いました。また、NISCから発信されたものに限らず、金融庁独自で発信すべき情報があれば積極的に発信しました。 ・ 27年7月に公表した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に基づき、地銀・第二地銀、証券会社、大手以外の生損保等のサイバーセキュリティ対策の状況について、実態把握を実施しました。 ・ この他、引き続き、公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）と共同調査（金融機関におけるIT人材育成の課題と対応の方向性）を行いました。
<p>⑥ ベター・レギュレーションの深化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベターレギュレーションを推進する観点から、25年11月より、財務省と共同で「金融・資本市場活性化有識者会合」を開催し、金融界をはじめとする各界の有識者と議論を行い、我が国の金融・資本市場活性化のた

めに重要であると考えられる新たな課題等について意見書「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」を公表しました（27年6月）。

- ・ 27年9月には、金融行政が何をめざすかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、金融行政方針として公表し、金融庁自身の改革として、「開かれた体制の構築」（金融行政モニターの設置等）や「金融機関の創意工夫を引き出す監督行政」（金融機関の業務運営の向上を目指したプリンシプルベースのモニタリング等）に取り組みました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	622	441	399	384
		補正予算	▲52	▲2	▲65	—
		繰越等	—	—		
		合計	569	438		
執行額(百万円)		306	156			

学識経験を有する者の知見の活用	第25回 政策評価に関する有識者会議（28年6月8日）
-----------------	-----------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融モニタリングレポートの公表について」（金融庁 27年7月3日公表） <p>【測定指標⑧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券化リスク・リテンション規制に関する監督指針の一部改正（案）等に対するパブリックコメントの結果公表について」（金融庁 27年4月30日公表） ・「レバレッジ比率に係る告示の一部改正案等に対するパブリックコメントの結果等について」（金融庁 27年6月26日公表） ・「資本バッファ比率に係る府省令・告示案等に対するパブリックコメントの結果について」（金融庁 27年11月26日公表） ・「G-SIBs及びD-SIBsの指定について」（金融庁 27年12月4日公表） ・「自己資本比率規制に関する告示等の一部改正及び自己資本比率規制に関するQ&Aの公表（追加）について」（金融庁 28年3月11日公表） <p>【測定指標⑨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国信用協同組合連合会に対する優先出資の引受け等の決定について（金融庁 27年11月18日公表） ・「経営強化計画」等の履行状況報告書（金融庁 27年8月21日、28年2月26日公表） ・経営健全化計画の履行状況報告について（金融庁 27年6月30日、27年12月25日公表） ・経営健全化計画の見直しについて（金融庁 28年2月12日公表）
---------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・経営強化計画、協同組織金融機能強化方針等（金融庁 27年8月21日、27年11月18日公表） <p>【測定指標⑫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」（金融庁・財務省 27年6月30日公表） ・「平成27事務年度 金融行政方針」（金融庁 27年9月18日公表）
--	--

担当部局名	<p>監督局 総務課監督調査室、総務課、総務課健全性基準室、総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課</p> <p>総務企画局 政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室、マクロプルーデンス総括参事官室</p> <p>検査局 総務課、企画審査課 証券取引等監視委員会証券検査課</p>
-------	--

政策評価実施時期	平成28年6月
----------	---------

指標①[主要] 各業態の健全性指標〈自己資本比率、不良債権比率等〉

【資料１－１】総自己資本比率等^{※1}（国際統一基準行）

		27/3期	28/3期
主要行等	総自己資本比率	15.6%	16.1%
	T i e r 1 比率	12.3%	13.2%
	普通株式等 T i e r 1 比率	10.7%	11.3%
地域銀行	総自己資本比率	14.6%	14.1%
	T i e r 1 比率	13.0%	13.1%
	普通株式等 T i e r 1 比率	12.9%	13.1%

（出所）金融庁総務企画局マクロプルーデンス総括参事官室、監督局銀行第二課調

【資料１－２】自己資本比率^{※1}（国内基準行）

	27/3期	28/3期
主要行等	13.9%	13.3%
地域銀行	10.5%	10.2%
信用金庫	13.2%	13.1%
信用組合	12.0%	12.0%

（出所）金融庁総務企画局マクロプルーデンス総括参事官室、監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室調

【資料１－３】自己資本規制比率（証券会社^{※2}）

	27/3期	28/3期
証券会社	347.8%	358.2%

（出所）金融庁監督局証券課調

【資料１－４】単体ソルベンシー・マージン比率^{※3}（生命保険会社、損害保険会社）

	27/3期	28/3期
生命保険会社	1,020.4%	990.1%
損害保険会社	709.1%	695.6%

（出所）金融庁監督局保険課調

- ※1 国際統一基準行は25年3月期よりバーゼル3の適用を開始（段階実施ベース）
国際統一基準行は、主要行等が4グループ、地域銀行が10行、国内基準行は、主要行等が3グループ、地域銀行が96行
- ※2 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者
- ※3 24年3月期からマージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基準を導入

【資料2】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総与信額）

	27/3期	28/3期
主要行等	1.1%	0.9%
地域銀行	2.3%	2.1%
信用金庫	5.5%	4.9%
信用組合	7.2%	6.1%

（出所）金融庁総務企画局マクロプルーデンス総括参事官室、監督局銀行第二課、総務課協同
組織金融室調

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備				
評価方式		総合 ・実績 事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	①（I-2）
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	40,950	42,120	42,120	10,000	10,000
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	40,950	42,120	42,120		
執行額（千円）		0	0	0		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○政策評価結果を踏まえ、金融システムの安定を確保していく必要があることから、予算を要求。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備					番号	①（I-2）	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項					
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費		金融機能安定確保に必要な経費	10,000	10,000	
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計								10,000	10,000
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1								
	○	2								
	○	3								
	○	4								
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1								
	◇	2								
	◇	3								
	◇	4								
	小計									
合計								10,000	10,000	

平成 27 年度 実績評価書

金融庁 27(施策 I-2)

施策名	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。
達成すべき目標	金融システムの安定性が確保されること
目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。 【根拠】 預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成 17 年 4 月 1 日大臣発言）、主要行等向けの総合的な監督指針 等

測定指標		
指標①	[主要] 国際的な議論を踏まえた国内制度の整備	【 達成 】
27 年度 目 標	関連告示等の整備	
27 年度 実 績	・ 関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正（資本バッファー等）を実施しました。	
指標②	[主要] 必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	【 達成 】
27 年度 目 標	金融システムの混乱の回避	
27 年度 実 績	・ 期中において預金保険法に基づく金融危機対応等を実施すべき事態は生じておらず、金融システムの安定性が確保されました。	
指標③	名寄せデータの精度の維持・向上の状況	【 達成 】
27 年度 目 標	預金保険機構との連携による名寄せデータ整備状況の検証	
27 年度 実 績	・ 預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関に対し名寄せデータの整備状況を検証した結果、名寄せデータの精度の維持・向上が図られました。	

参考指標		
指標①	各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等>	
27 年度 実 績	(施策 I-1 を参照)	

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	A (目標達成)
	【判断根拠】 国際的な議論も踏まえ、関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を実施(測定指標①)したほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図る(測定指標③)など、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。
施策の分析	【必要性】 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせて規制の見直しを行うこと(測定指標①)等は、金融システムの安定に資するものと考えています。
	【効率性】 関係機関と連携した取組みにより、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。
	【有効性】 国際的な基準に合わせた規制の見直し(測定指標①)等の取組みにより、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	【今後の課題】 金融システムの安定性を確保するため、引き続き国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備や、名寄せデータの精度の維持・向上を図っていく必要があります。
	【施策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のため、今後とも金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備を進めていく必要があります。
	【測定指標】 ① F S B及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しを踏まえ、継続的にルール整備を実施していきます。 ② 引き続き、金融システムの安定性を確保するため、必要な措置等を実施し、金融危機の未然防止に努めます。 ③ 預金保険機構と連携しつつ、引き続き、名寄せデータの精度の維持・向上に取り組めます。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる証券化リスク・リテンション、資本バッファー等に関する監督指針及び関連告示等の整備を実施しました。
② 円滑な破綻処理のための態勢の整備	<p>ア. 破綻処理の態勢整備の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 27年度においては、関係機関と連携の下、破綻処理の円滑化・迅速化に係る各種協議を行いました。

イ. 名寄せデータの精度の維持・向上

- ・名寄せデータの整備状況について、27年度においては、預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関の検査等を通じて検証を実施しました。

年度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合計
	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	
23	18	0	0	1	2	10	11	0	9	42	5	0	29	52	16	1	98
24	20	0	0	0	4	36	16	1	12	28	10	0	36	64	26	1	127
25	4	0	0	0	2	21	19	2	21	20	10	0	27	41	29	2	99
26	0	0	0	0	0	6	1	0	24	17	1	0	24	23	2	0	49
27	0	0	0	0	0	0	1	0	21	21	4	2	21	21	5	2	49

(出所) 検査局調

(注1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。

(注2) 実施件数は検査着手ベース。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	41	42	42	10
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—	—	—
		合計	41	42	—	—
執行額 (百万円)		—	—	—	—	

学識経験を有する者の知見の活用	第25回 政策評価に関する有識者会議 (28年6月8日)
-----------------	------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券化リスク・リテンション規制に関する監督指針の一部改正(案)等に対するパブリックコメントの結果公表について」(金融庁 27年4月30日公表) ・「レバレッジ比率に係る告示の一部改正案等に対するパブリックコメントの結果等について」(金融庁 27年6月26日公表) ・「資本バッファ比率に係る府省令・告示案等に対するパブリックコメントの結果について」(金融庁 27年11月26日公表) ・「G-SIBs及びD-SIBsの指定について」(金融庁 27年12月4日公表)
---------------------------	--

<p>政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報</p>	<p>・「自己資本比率規制に関する告示等の一部改正及び自己資本比率規制に関するQ&Aの公表（追加）について」 (28年3月11日公表)</p>
<p>担当部局名</p>	<p>監督局 総務課監督調査室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、 総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行 第一課、銀行第二課 検査局企画審査課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年6月</p>

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	②（Ⅱ-1）
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	37,495	28,850	36,823	23,883	18,347
	補正予算（千円）	△ 7,125				
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	30,370	28,850	36,823		
執行額（千円）		17,979	21,014	26,402		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○政策評価結果を踏まえ、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に係る施策を行っていく必要があることから、引き続き予算要求を行う。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備					番号	②（Ⅱ-1）		(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融サービス向上推進に必要な経費	23,883	18,347	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						23,883	18,347	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計						23,883	18,347		

平成 27 年度 実績評価書

金融庁 27(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
施策の概要	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしている。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組むこととしている。</p>
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業法の目的規定、各監督指針 ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日） ・多重債務問題改善プログラム（19年4月20日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27年3月24日）

測定指標		
指標① [主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況		【 達成 】
27年度 目 標	金融商品取引法の一部改正等を踏まえた政府令の整備	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27年改正金融商品取引法に基づき、いわゆる「プロ向けファンド」制度について、届出書の記載事項、実態を伴わない適格機関投資家の排除、届出者に対する行為規制、ファンド出資者の範囲に係る規定等に関し、関係政令・内閣府令等を整備、施行しました（28年3月施行）。これにより、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資家の被害を適切に防止していく仕組みが構築されたものと考えています。 	

指標② [主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備		【 達成 】
27年度 目 標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取扱金融機関における更なる態勢整備として、情報セキュリティ管理態勢やサイバーセキュリティ管理態勢に関する着眼点を追加するため、主要行等向けの総合的な監督指針等の一部改正を行いました。 ・ 「平成27事務年度金融行政方針」（以下「金融行政方針」という。）を踏まえ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリング等を通じ、情報セキュリティ管理態勢の整備状況やサイバーセキュリティに係る体制整備状況を検証しました。 	
指標③ [主要]保険会社等における更なる態勢整備		【 達成 】
27年度 目 標	保険業法等の一部改正を踏まえた政府令、監督指針の規定の整備等を行うとともに、顧客保護と利用者利便の向上の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26年改正保険業法における情報提供義務や意向把握・確認義務の導入などに伴う規定の整備のため、保険業法施行令、保険業法施行規則及び保険会社向けの総合的な監督指針を改正しました（27年5月公布、28年5月施行予定）。 ・ 顧客保護と利用者利便の向上の観点から、保険金支払管理及び保険契約管理に係る態勢整備の状況について、業態横断的にモニタリングを実施しました。 これらの取組みは、保険会社等における更なる適切な態勢整備に一定の効果が見込まれるものと考えています。 	
指標④ [主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備		【 達成 】
27年度 目 標	自主規制機関とも連携しつつ、監督指針の改正等を通じて監督上の着眼点を明確化するとともに顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正や金融行政方針を踏まえ、顧客のニーズを踏まえた商品の提供や資産運用能力の向上のため、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等について、ヒアリング等を通じて実態把握及び検証を行いました。特に、投資信託の提供について販売会社・投資運用会社の双方において顧客のニーズや利益に適う商品が開発・提供されているか検証を行ったところ、27年度上期の公募株式投資信託の平均保有期間（＝年間平均残高／年間解約・償還額）は2.3年（昨年：2.0年）と、ここ数年の短期化傾向は止まりました。 ・ また、適格機関投資家等特例業務の制度の見直しを内容とした「金融商品取引法の一部を改正する法律」の公布・施行を行うとともに、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行いました。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者等における更なる態勢整備のため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正し、ジュニアNISA（未成年者向けの少額投資非課税制度）を利用する取引の勧誘に係る監督上の着眼点等を示しました。 		
指標⑤ [主要]貸金業者における更なる態勢整備			【 達成 】
27年度 目 標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う		
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 27年4月にシステムリスク管理態勢に係る貸金業者向けの総合的な監督指針の改正を行うとともに、同年9月に監督上の重点事項を作成しました。これらの前後を通して、貸金業者については、監督指針等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。 		
指標⑥ [主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備			【 達成 】
27年度 目 標	必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う		
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 27年4月にシステムリスク管理態勢に係る事務ガイドラインの改正を行うとともに、同年9月に監督上の重点事項を作成しました。これらの前後を通して、前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、事務ガイドライン等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。 		
指標⑦ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等			【 未達成 】
基準値	実 績		目標値
26年度	27年度		27年度
39,218件	35,843件		41,000件
指標⑧ 証券・金融商品あっせん相談センター等における苦情件数			【 未達成 】
基準値	実 績		目標値
26年度	27年度		27年度
629件	1,374件		600件
指標⑨ ①外部への講師派遣 ②相談室職員研修への対応状況			【 達成 】
基準値	実 績		目標値
26年度	27年度		27年度
①4回 ②5回	①5回 ②6回		①4回 ②5回
指標⑩ 金融トラブル連絡調整協議会の開催の状況			【 達成 】
基準値	実 績		目標値
26年度	27年度		27年度
2回	2回		2回
<ul style="list-style-type: none"> 金融トラブル連絡調整協議会においては、各指定紛争解決機関の業務運営態勢等について、監督指針に定められた全ての項目を検証し、改善策を講じるなどの取組みを行っております。 			

指標⑪ 不正利用口座への対応状況		【 達成 】
27年度 目 標	金融機関において利用停止等の措置を実施	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して情報提供を行い、27年4月から28年3月までの間に、353件の利用停止、218件の強制解約等の措置を行いました。 	
指標⑫ 偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況		【 達成 】
27年度 目 標	偽造キャッシュカード等による被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを促すよう指導・監督を行う	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行いました（27年4月施行）。 金融行政方針において、「偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳への対応」及び「インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応」を重点施策と定めており、金融機関におけるセキュリティ対策等の取組み状況を検証しました。 偽造キャッシュカードやインターネットバンキング不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表しました（27年8月、10月、12月及び28年3月）。 金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施しました。（その結果については、当庁ウェブサイトにおいて公表予定です（28年8月））。 	
指標⑬ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金申請の状況		【 達成 】
27年度 目 標	前年度より推進	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行いました。また、業界団体を通じて、被害が疑われる者に対して金融機関から積極的に連絡する等の取組みを促しました。これらの取組みにより、被害者の申請に基づく返金額について、27年度は約13億円となっています。 	
指標⑭ 多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況		【 達成 】
27年度 目 標	相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁及び財務局等において、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレット等を作成し、自治体や関係団体に配布したほか、インターネットを含む様々な媒体を活用することにより、効果的かつ効率的に多重債務者相談窓口の認知度の向上に向けた取組みを実施しました。 	

指標⑮ 財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数 (延べ数)			【 未達成 】
基準値	実績		目標値
26年度	27年度		27年度
1,199 市区町村	716 市区町村		1,200 市区町村
<ul style="list-style-type: none"> 財務局が開催する研修に参加した自治体の数を計上したものとなります。26年度においては、生活困窮者自立支援法の施行（27年4月：厚生労働省所管）に向けて行われた説明会との合同研修などを実施した結果、自治体からの需要が高く、歴年を大幅に上回る自治体が研修に参加しました。27年度においては自治体からの要望が多かった家計管理支援と組み合わせて研修を行ったところ、26年度と比較すると減少したものの、例年を上回る参加数となっております。（25年度：474件、24年度：325件） 			
指標⑯ [主要]無登録業者に対する適切な対応			【 達成 】
27年度 目標	無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う		
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁において、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を131件実施しました。 証券取引等監視委員会において、無登録業者に関し27年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた3件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 金融商品取引法違反の無登録業者が、顧客との決済において、決済代行サービスによるクレジットカード決済を利用している状況が確認されていることを踏まえ、27年4月、消費者庁を通じ、消費者庁に登録のある決済代行業者35社に対して、金融商品取引業を行う者に対して決済代行サービスの提供を行う際には、金融商品取引業の登録を受けているか事前に確認し、確認できない場合には決済代行サービスの提供を控えるよう協力依頼文書を発出しました。 		
指標⑰ [主要]法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応			【 達成 】
27年度 目標	法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、金融商品取引法27年改正案の内容も踏まえ、適切に対応を行う		
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者23者について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表しました。 		

参考指標			
指標⑱ 行政処分の実施状況<内容・件数>			
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 27年4月から28年3月にかけて、22社に対する行政処分を公表しました。 		
指標⑲ 各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況<受付件数等>			
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理手続受付件数8,499件、紛争解決手続受付件数1,148件（26年度は、苦情処理手続受付件数5,733件、紛争解決手続受付件数1,059件） 		

指標③ 金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数		
27年度 実績	・ 金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して、695件の情報提供を行いました。(26年度：1,076件)	
指標④ 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額>		
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各類型による被害発生状況は以下のとおりです。 ① 偽造キャッシュカード：339件、157百万円(26年度：300件、141百万円) ② 盗難キャッシュカード：2,680件、1,483百万円(26年度：3,038件、1,435百万円) ③ 盗難通帳：89件、52百万円(26年度：101件、71百万円) ④ インターネットバンキング：1,509件、2,397百万円(26年度：1,407件、2,187百万円) 	
指標⑤ 振り込み詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<金額> ※預金保険機構公表資料		
27年度 実績	・ 115億円(被害者への返金額(平成27年度末までの累計))(前年度末：103億円)	
指標⑥ 振り込み詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料		
27年度 実績	・ 27年の振り込み詐欺被害は、13,828件、約476億円です。(26年：13,392件、約565億円)	
指標⑦ 財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況		
27年度 実績	・ 27年9月末時点では、1,723市区町村(約99%)です。(26年9月末時点：1,723市区町村(約99%))	
指標⑧ 財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況		
27年度 実績	・ 27年度上半期合計は、約2万5千件です。(26年度上半期合計：約2万7千件、26年度合計：約5万2千件)	
指標⑨ 無登録業者等に対する警告書の発出・公表件数		
27年度 実績	・ 131件(26年度：158件)	
指標⑩ 無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数		
27年度 実績	・ 2件(26年度：2件)	
指標⑪ 無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数		
27年度 実績	・ 3件(26年度：6件)	
指標⑫ 法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者の検査結果等の公表件数		
27年度 実績	・ 17件(26年度：17件)	

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	<p>B（相当程度進展あり）</p> <p>【判断根拠】 金融サービスの利用者の保護等の観点から、法制度整備、監督業務の実施や苦情・相談事案の実態把握など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めました。</p> <p>測定指標の目標は、そのほとんどが達成となっておりますが、一部の測定指標について目標を達成できなかったほか、金融をとりまく環境の変化に対応するためにも、今後も、利用者保護の充実にに向けた取組みを一層進めていく必要があります。</p> <p>以上のことから、測定結果を「B」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することや制定した利用者保護ルールの運用状況について適切にフォローアップしていくことが必要であると考えています。</p> <p>【効率性及び有効性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組みを進めることができている。</p> <p>【外部要因等】 測定指標⑦については、大学での連携講義への講師派遣や金融庁・財務局におけるシンポジウムでの講演等をはじめとして、金融トラブルの未然防止のPR活動を積極的に行ってきた成果が現れてきたことともあると思われませんが、詐欺的な投資勧誘に関する相談が減少（26年度 3,172件→27年度 1,813件）したこと、また、保険商品に関する相談については、保険会社における支払認定に係る事務の適正化が図られたことなどにより、保険金支払認定等、個別契約の結果に関する相談が減少（26年度 5,682件→27年度 4,718件）したことが影響していると思われま。</p> <p>測定指標⑮については、26年度においては、生活困窮者自立支援法の施行（27年4月：厚生労働省所管）に向けて行われた説明会との合同研修などを実施した結果、歴年を大幅に上回る自治体が研修に参加しました。27年度においては自治体からの要望が多かった家計管理支援と組み合わせる研修を行ったところ、26年度と比較すると減少したものの、例年を上回る参加数となっております。</p>

<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中においては、引き続き、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めていく必要があります。また、金融機関等による法令等遵守態勢の確立も重要であり、引き続き、各種紛争解決機関や相談窓口との連携及び当局での相談体制の強化を図るとともに、金融機関等が法令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて、利用者保護のために必要な制度整備や金融機関等の適切な態勢整備を促すための指導・監督などについて、引き続き取組みを進めていきます。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 引き続き、利用者保護のために必要な制度整備を行います。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行います。 ② 引き続き、預金取扱金融機関の適切な態勢整備を促すため、銀行法、監督指針等を踏まえ、指導・監督してまいります。 ③ 引き続き、保険会社の適切な態勢整備を促すため、保険業法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行ってまいります。 ④ 引き続き、金融商品取引業者等の適切な態勢整備を促すため、金商法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行ってまいります。 ⑤ 引き続き、貸金業者の適切な態勢整備を促すため貸金業法、監督指針等を踏まえ指導・監督してまいります。 ⑥ 引き続き、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の適切な態勢整備を促すため資金決済法、事務ガイドライン等を踏まえ指導・監督してまいります。 ⑦ 引き続き、金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数やその活用状況を四半期毎に公表し、また寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介することとします。また、利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向け事前相談の提供を充実させることとします。 ⑧ 証券・金融商品あっせん相談センターへの苦情件数に関しては、金融庁内では、件数の増減理由等について分析できないことから、測定指標からは削除します。一方で、金融機関のコンプライアンス態勢の状況を示す客観的な数値という意味では、引き続き有用な数値であるため、参考指標として採用します。 ⑨ ①引き続き、外部への講師派遣を実施してまいります。 ②引き続き、当相談室職員に対する研修を計画し、着実

に実行していきます。

- ⑩引き続き、金融ADR制度の円滑な運営のため、金融トラブル連絡調整協議会の枠組みも活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行います。
- ⑪利用者保護のため、引き続き不正利用口座への対応状況を確認します。
- ⑫利用者保護のため、引き続き偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況を確認します。
- ⑬引き続き、振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知を図ります。
- ⑭引き続き、多重債務者及び多重債務に陥る可能性のある者による相談窓口の認知を一層促進するため、相談窓口について多様な手段により効果的な広報活動を行います。
- ⑮多重債務者のための相談等の枠組みの整備のため、引き続き、各財務局における管内自治体の相談員等に対する研修の実施状況を確認します。
- ⑯投資者保護のため、引き続き無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について公表するとともに、裁判所への申立ての実施状況を確認します。
- ⑰投資者保護のため、引き続き警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について公表していきます。

主な事務事業の取組内容・評価

① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備

- ・ 27年改正金融商品取引法に基づき、いわゆる「プロ向けファンド」制度について、届出書の記載事項、実態を伴わない適格機関投資家の排除、届出者に対する行為規制、ファンド出資者の範囲に係る規定等に関し、関係政令・内閣府令を整備、施行しました（28年3月施行）。これにより、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資家の被害を適切に防止していく仕組みが構築されたものと考えています。
- ・ 預金取扱金融機関における更なる態勢整備として主要行等向けの総合的な監督指針等の一部改正を行い、外部委託先社員等による不正出金事案等の発生やサイバーセキュリティ基本法の全面施行（27年1月9日）、世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化等を踏まえ、システムリスク管理態勢やサイバーセキュリティ管理態勢に

係る着眼点を追加しました（27年4月）。

- ・ また、円滑に施行できるよう、預金取扱金融機関と実務的な論点について深度ある双方向の議論を実施し、監督指針改正の内容を周知するため、各種セミナーにおける講演、出版物への寄稿等を行いました。
- ・ さらに、預金取扱金融機関との建設的な対話を通じて金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の整備状況を把握すると共に、金融機関に求められるサイバーセキュリティ管理態勢について啓蒙をはかりました。
- ・ 金融行政方針を踏まえ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリング等を通じ、サイバーセキュリティに係る体制整備状況や情報セキュリティ管理態勢の整備状況を検証しました。

以上の取組みは、利用者保護に向けた適切な態勢整備を促す上で一定の効果があつたものと考えています。

- ・ 26年改正保険業法における情報提供義務や意向把握・確認義務の導入などに伴う規定の整備のため、保険業法施行令、保険業法施行規則及び保険会社向けの総合的な監督指針を改正しました（27年5月公布、28年5月施行予定）。また、円滑に施行できるよう、保険会社と実務的な論点について深度ある双方向の議論を実施し、法改正の内容を周知するため、各種セミナーにおける講演、出版物への寄稿等を行いました。
- ・ 保険会社や保険募集人における改正保険業法等を踏まえた準備・対応状況等について確認するため、27年10月から12月までの間、中小の保険代理店（全61店）に対するヒアリングを実施し、その結果を公表しました。
- ・ 昨年度に実施した保険会社や乗合代理店における保険募集管理態勢等に関する水平的レビュー結果のフォローアップを実施し、対象各社における改正保険業法等を踏まえた準備・対応状況等の進捗状況を確認しました。
- ・ 貯蓄性保険等にかかる保険会社の商品提供・販売サポート、販売会社の販売態勢について検証するなど、金融機関が真に顧客の利益のためになる行動を実践しているか検証しました。

これらの取組みは、利用者が安心して保険商品・サービスの提供を受けられるような環境の整備、保険会社等における更なる適切な態勢整備に一定の効果が見込まれるものと考えています。

- ・ 金融行政方針を踏まえ、顧客のニーズを踏まえた商品の提供や資産運用能力の向上のため、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等について、ヒアリング等を通じて実態把握及び検証を行いました。特に、昨年度に引き続き、投資信託の提供において、顧客のニーズや利益に適う商品が提供されているかとの観点からヒアリングを行いました。また、同方針に基づき、IPOの質的向上への取組みとして、27年3月の業界に対する日本取引所グ

ループからの要請への対応について、ヒアリングを実施しました。更に、高齢者取引について、25年10月に制定された「高齢者ガイドライン」の運用状況のフォローアップの観点からアンケート調査を実施しました。以上の取組みは、利用者保護に向けた適切な態勢整備を促す上で一定の効果があったものと考えています。

- ・ 貸金業者・前払式支払手段発行者・資金移動業者については、システムリスク管理態勢への対応に関し、貸金業者向けの総合的な監督指針及び事務ガイドラインの改正を行い、監督上の着眼点等を追加しました。

また、監督上の重点事項を作成し、財務局等と連携の上監督の強化に努め、業務運営態勢の適切な把握等に効果があったものと考えています。

② 当局における相談体制の充実

- ・ 金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に一元的に対応し、当室で受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表しました（27年7月、27年10月、28年1月、28年4月）。27年度の相談等の受付件数は35,843件となっています。受け付けた相談等の情報は金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。また、このうち、貸し渋り・貸し剥がし等に関する情報で、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、金融機関に対し、事実確認等のヒアリングを実施しています。

寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しています。25年10月から四半期毎に「詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付状況」を公表し、27年においても継続しています。また、26年7月からは、事前相談の受付件数の公表を開始しています。

なお、電話等での受付のほかに、金融庁・財務局が開催するシンポジウムや総務省関東行政評価局が開設している東京総合行政相談所での相談会を定期的（月1回）に実施しました。

- ・ 金融サービス利用者相談室職員を大学の連携講義に講師として派遣し、金融サービス利用者相談室に寄せられた金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を行いました。
- ・ これらの実施により、相談体制等の質の向上、利用者の保護の充実に資することができたと考えています。

③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営

- ・ 指定紛争解決機関（8機関）の業務実施状況をみると、苦情処理手続の案内の徹底等に取り組んできたことにより、苦情処理手続受付件数が2014年度下期3,061件、2015年度上期4,244件と増加し、紛争解決手続受付件数も2014年度下期494件、2015年度上期533件と増加しており、利用者のトラブル解決、利用者保護に向けた取組みが進められていると考えております。
- ・ また、27年6月に金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（以下「指定機関」、学識経験者、消費者団体及び弁護士会等によって構成）という。）を開催し、指定機関の業務運営態勢等について、監督指針に定められた全ての項目を検証し、改善策を講じるなどの取組みを行っております。同年12月に開催した金融トラブル連絡調整協議会においては、指定機関が、利用者からの信頼を向上させるため、今後、利用者アンケートによる「手続に対する納得感」や「指定機関に対する信頼性」の把握等に取り組んでいくことを報告しています。今後は、このような取組み状況を把握し、利用者からの信頼の更なる向上を促してまいります。

④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備

全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供するため、26年度も「多重債務者相談強化キャンペーン2015」（27年9月～12月）を実施し、無料相談会の開催等の取組みを実施しました。こうした取組み等により、相談窓口については、全ての都道府県で整備され、市区町村においても、27年9月末の時点でほぼ全ての市区町村（約99%）に相談窓口が整備されています。

また、相談窓口の質の向上に資するため、金融庁・消費者庁においては、自治体の相談員等に活用していただくため、「多重債務者相談の手引き」を作成し、その内容の普及を中心に23年12月より、自治体の職員及び相談員等を対象として、各財務局において自治体の人材育成の支援のための研修を実施しています。この研修においては、上記「手引き」にも言及されている、相談窓口と関係機関等の連携や心の問題等への対応、家計管理支援の重要性について理解の浸透に努めました。

さらに、相談窓口の認知度向上を図るため、各地域の相談窓口等を記載したリーフレットを作成し、自治体及び関係機関・団体に約82万部配布しました（27年9月）。加えて、「多重債務者相談強化キャンペーン2015」のポスターを作成し、自治体、財務局等及び関係機関・団体に約6万部配布しています（27年9月）。その他、インターネットを含む様々な媒体を活用し、相談窓口の周知・広報を行うとともにヤミ金の利用防止を呼びかけました。

これらの取組みにより、財務局等及び地方自治体における多重債務相談の受付件数については26年度下半期・27年度上半期共に約2万5千件となっています。

なお、貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数は、28年3月末は12万人となっており、19年3月末の171万人と比較して

大きく減少しています（27年3月末は14万人）。

⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応

- 振り込め詐欺等への対応及び不正利用口座に関する対応については、以下の取り組みを実施しました。
- ・ 金融行政方針において、「振り込め詐欺等への対応」として、振り込め詐欺等の犯罪の撲滅に向けた対策に努めているかの検証を重点施策と決めました。また、振り込め詐欺被害への注意を呼びかけるため、27年11月、全国銀行協会の金融犯罪防止にかかる新聞記事広告に協力しました。
 - ・ 27年の振り込め詐欺等の認知件数・被害総額（警察庁公表）は、13,828件・約476億円（対前年比+436件・▲89億円）と、引き続き高水準であるものの、金融機関職員による顧客への声掛け等により、阻止件数は12,336件・阻止率49.1%（対前年比+1,605件・+2.8%）と増加しており、振り込め詐欺等の防止に向けた取組みは、一定の効果があったと考えています。
 - ・ 預金口座の不正利用情報（受付期間：27年4月から28年3月まで）については、金融庁及び全国の財務局等から、金融機関及び警察庁に695件の情報提供を行いました。このうち、金融機関は、353件の利用停止、218件の強制解約等の措置を行っており、預金口座の不正利用防止に向けた取組みは、一定の効果があったと考えています。
 - ・ 振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組ましました。
 - ・ 27年11月に、内閣府大臣政務官（金融担当）・内閣府大臣政務官（犯罪被害者等施策担当）・財務大臣政務官をメンバーとする「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を設置し、犯罪被害者等の支援の充実に向けた方策を議論したほか、被害者に対する返金率の維持・向上に向けた取組みについても議論を行い、28年3月に報告書を取りまとめました。
これらの取組みにより、被害者の申請に基づく返金額については、27年度は約13億円となっています。
- 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対応については、以下の取り組みを実施しました。
- ・ 27年4月、「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行いました。また、金融行政方針において、「偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳への対応」及び「インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応」を重点施策と決めました。

- ・ 25年よりインターネットバンキングを使用した不正送金事案が急増し、引き続き高水準で推移していることを踏まえ、業界団体との意見交換会等を通じて、顧客保護及びセキュリティ強化の観点から、万全の対策を講じるように要請しました。
- ・ 28年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況は、アンケート調査によると以下のとおりであり、金融機関の情報セキュリティ向上に向けた取組みは着実に進められているものと考えています。
 - (各預金取扱金融機関における対応状況)
 - a. ICキャッシュカード対応ATMの全体がATMに占める割合：94.6%（対前年度比+1.6%）
 - b. 生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：49.5%（対前年度比+0.4%）
 - c. ICキャッシュカード導入済金融機関：88.1%（対前年度比変動なし）
 - d. 生体認証機能付ICキャッシュカード導入済金融機関：21.4%（対前年度比+0.6%）
 - e. 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：99.2%（対前年度比+2.3%）
 - f. 法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：96.3%（対前年度比+4.6%）
- 金融商品取引法違反の無登録業者については、以下の取り組みを実施しました。
 - ・ 金融庁において、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を131件実施しました。
 - ・ 証券取引等監視委員会において、無登録業者に関し27年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた3件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。
 - ・ 金融商品取引法違反の無登録業者が、顧客との決済において、決済代行サービスによるクレジットカード決済を利用している状況が確認されていることを踏まえ、27年4月、消費者庁を通じ、消費者庁に登録のある決済代行業者35社に対して、金融商品取引業を行う者に対して決済代行サービスの提供を行う際には、金融商品取引業の登録を受けているか事前に確認し、確認できない場合には決済代行サービスの提供を控えるよう協力依頼文書を発出しました。

これらの取り組みを実施することで、投資者被害拡大の防止や同様の違法行為等の未然防止に努めました。
 - ・ 金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者23者について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表し、投資者被害拡大の防止や同様の違法行為等の未然防止に努めました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	38	29	37	24
		補正予算	▲7	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合 計	31	29		
執行額 (百万円)		18	22			

学識経験を有する者の知見の活用	第 25 回 政策評価に関する有識者会議 (28 年 6 月 8 日)
-----------------	-------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 27 年金融商品取引法改正等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」(金融庁 28 年 2 月 3 日公表) <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 27 年 4 月 21 日公表) ・平成 27 事務年度金融行政方針(金融庁 27 年 9 月 18 日公表) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 26 年改正保険業法(2 年以内施行)に係る政府令・監督指針案」に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 27 年 5 月 27 日公表) <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 27 年 12 月 14 日公表) <p>【測定指標⑤、⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 27 年 4 月 21 日公表) <p>【測定指標⑦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(金融庁 27 年 7 月 31 日、10 月 30 日、28 年 1 月 29 日、4 月 28 日公表) <p>【測定指標⑧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利法人 証券・金融商品あっせんセンター 相談・苦情の受付概況(28 年 5 月公表) <p>【測定指標⑩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 49 回金融トラブル連絡調整協議会資料(金融庁 27 年 6 月 15 日公表)」及び「第 50 回金融トラブル連絡調整協議会資料(金融庁 27 年 12 月 4 日公表)」 <p>【測定指標⑪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」(金融庁 28
---------------------------	--

	<p>年 4 月 28 日公表)</p> <p>【測定指標⑫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成 28 年 3 月末）について」（金融庁 28 年 6 月 15 日公表） ・「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」（金融庁 28 年 8 月 31 日公表） <p>【測定指標⑬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ (http://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/index.html) <p>【測定指標⑭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多重債務問題改善プログラム」（金融庁 19 年 4 月 20 日公表） <p>【測定指標⑮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多重債務者相談強化キャンペーン 2015 の実施について」（金融庁 27 年 8 月 27 日公表） <p>【測定指標⑯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について (http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html) ・裁判所への申立ての実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm) <p>【測定指標⑰】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について (http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/tekikaku.html)
--	---

担当部局名	<p>総務企画局</p> <p>企画課、企画課金融トラブル解決制度推進室、企画課調査室、企画課信用制度参事官室、企画課保険企画室、市場課、企業開示課、政策課金融サービス利用者相談室</p> <p>監督局</p> <p>総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課証券取引等監視委員会事務局</p>
--------------	--

政策評価実施時期	平成 28 年 6 月
-----------------	-------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	②（Ⅱ-2）
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	408,518	288,129	247,381	148,058	101,011
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	408,518	288,129	247,381		
執行額（千円）		169,438	84,310	48,855		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○政策評価結果を踏まえ、金融の円滑に向けた取組みを継続していく必要があることから、予算を要求。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					番号	②（Ⅱ-2）		(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融サービス向上推進に必要な経費	27,731	60,654	
	●	2	東日本大震災復興特別	復興庁	金融機能安定・円滑化復興政策費	金融サービス向上推進に必要な経費	120,327	40,357	
	●	3							
	●	4							
	小計						148,058	101,011	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計						148,058	101,011		

平成 27 年度 実績評価書

金融庁 27(施策Ⅱ-2)

施策名	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
施策の概要	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮、地域密着型金融の促進、中小企業の経営改善・事業再生支援及び金融機能強化法の適切な運用を図ることとしている。
達成すべき目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方・根拠	<p>新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められている。そのためには、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成 25 年 12 月 13 日） ・好循環実現のための経済対策（25 年 12 月 5 日閣議決定） ・「日本再興戦略」改訂 2014（26 年 6 月 24 日閣議決定） ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（25 年 1 月 11 日閣議決定） ・株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（25 年 2 月 26 日成立、3 月 6 日公布、3 月 18 日施行） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22 年 12 月 24 日） ・平成 23 年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（23 年 1 月 24 日閣議決定） ・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（26 年 12 月 27 日閣議決定） ・第 189 回国会 衆議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（27 年 3 月 3 日） ・第 189 回国会 参議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（27 年 3 月 19 日） ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25 年 12 月 13 日） ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26 年 6 月 12 日）

測定指標			
指標① 貸出態度判断D. I.			【 達成 】
基準値	実績		目標値
27 年 3 月	28 年 3 月		27 年度
15	20		前年同期 (27 年 3 月) の 水準を維持

指標② [主要]顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮		【 達成 】
27年度 目 標	金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する積極的な取組み等の促進	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資先企業へのヒアリング（28年1月までに751社）結果を公表するとともに、金融機関の取組みの実態と企業側の評価を把握し、この結果をベースに金融機関の認識と企業側の評価のギャップの原因等について地域金融機関と議論を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組みを促しました。 ・ また、企業ヒアリング結果（中間報告）については、金融仲介の改善の観点から外部有識者で構成される「金融仲介の改善に向けた検討会議」に報告（27年12月、28年2月）し、有識者の意見を議事要旨にて公表しました。 ・ 事業性評価モニタリングを実施し、取引先企業の事業の内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援等の実施状況や、そのための体制整備状況について、金融機関と議論するとともに、その過程で確認された好事例を公表しました。 	
指標③ 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着		【 達成 】
27年度 目 標	「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関等による積極的な活用の促進	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着するよう、政府広報においてガイドラインの周知・広報を実施しました。また、事業者向けにガイドラインを含めた金融庁の取組みについてのパンフレットを作成し、中小企業団体等を通じて事業者に広く配布しました。 ・ 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表しました。また、27年4月以降の活用実績については、新規融資全体に占める無保証融資の割合も公表しました。 ・ 金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集（26年6月公表）に、新たな取組事例を追加した改訂版を公表しました。 ・ 金融機関等に対し、中小企業等の顧客への積極的なガイドラインの周知を改めて要請しました。 ・ ガイドラインの活用状況等について、金融機関による創意工夫ある具体的な開示を、モニタリングを通じて更に促進する旨を「平成27事務年度金融行政方針」に明記しました。 	
指標④ 個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進		【 達成 】
27年度 目 標	個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関に対し、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用を促しました。 ・ 個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、マスメディアを活用 	

	した周知広報のほか、自治体の協力を得た仮設住宅等の入居者へのチラシの配布、金融機関におけるポスター、チラシの設置及び配付、関係者と連携した各種相談会の開催などの周知広報を実施しました。
指標⑤	金融機能強化法（震災特例含む）の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施
	【 達成 】
27年度 目 標	金融機能強化法（震災特例を含む）について活用の検討を促すとともに、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法に基づき1金融機関に対して資本参加を実施しました（27年12月）。 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した10金融機関が作成した新しい経営強化計画等を公表しました（27年8月）。 金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。

参考指標	
指標①	金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数>
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、25年：64件、26年：42件、27年：43件と推移しています。
指標②	法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 28年3月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比2.5%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比3.3%の増加となっています。
指標③	不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額）
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関全体のABLの貸出残高については、26年度末は18,497億円、27年度末は23,091億円となっており、前年度より4,594億円の増加となっています。

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり）
	<p>【判断根拠】 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮の実現のため、金融機関に対して事業性評価に基づく融資等の取組みを促した（測定指標②）ほか、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報や金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を促す（測定指標③）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。</p> <p>しかしながら、事業者からは、金融機関が依然として担保・保証に必要以上に依存しているとの声も聞かれることから、引き続き事業性評価に基づく融資等の取組みを促進して</p>

	<p>いく必要があることから、測定結果を「B」としました。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関には、企業の事業性評価に基づく融資を含む資金供給や、企業の経営改善・生産性向上・事業再生に向けた支援等を行い、企業や産業の成長を強力に後押ししていくことが求められています。そのため、金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮が重要となっており、金融機関に対して、産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給などを促していく必要があると考えています。</p> <p>【効率性】 業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や商工会議所等の民間団体と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。</p> <p>【有効性】 中小企業等の業況等は持ち直しの動きを示しているほか、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。また、金融機関の貸付条件の変更等の取組みは定着しており、金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果を上げているもの（測定指標②、③）と考えています。</p> <p>【外部要因等】 27年度実施計画で「地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価」という測定指標を設定しておりましたが、当該測定指標の評価に使用していた「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」を業務効率化のため廃止したことから、当該測定指標を削除しました。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるよう、引き続き顧客のニーズに即したサービスの提供や事業性評価に基づく融資等の促進を行っていく必要があります。</p> <p>【施策】 各金融機関による事業性評価に基づく融資等の促進などの取組みは一定程度進捗しているものと考えられますが、デフレ脱却と経済の持続的成長をより確かなものとしていくため、引き続き資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めていく必要があります。</p> <p>【測定指標】 ① 中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果を把握していきます。</p> <p>② 企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進を次期目標とし、以下の取組みを引き続き実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の取組実態を把握するため、引き続き企業ヒアリングを実施していきます。 ・外部有識者の知見等を得つつ金融仲介の質の改善等を促していくため、引き続き「金融仲介の改善に向けた検討

	<p>会議」を開催していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保保証の依存体質からの脱却等の観点から、多様なベンチマークを検討し、地域金融機関との間で事業性評価に基づく融資やコンサルティング機能の発揮についてより深度ある対話を行っていきます。 <p>③ 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促していきます。</p> <p>④ 個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、引き続き被災者支援を促進していきます。</p> <p>⑤ 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、適切な運用に努めていきます。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業ヒアリングを実施し、その結果を公表しました。当該取組みによって、金融機関の取組みの実態を把握し、金融機関との深度ある対話を通じて、顧客ニーズに対応したサービスの提供を促しました。 ・ 「金融仲介の改善に向けた検討会議」を開催しました。当該取組みによって、金融仲介の質の改善を目指していく中で、外部有識者から有益な意見を得られました。
② 地域密着型金融の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に密着した多くの地域金融機関については、地域経済や地場の産業・企業の発展に貢献することが、自らの経営の健全性の確保にもつながるとの観点から、 <ul style="list-style-type: none"> i) 事業性評価モニタリングを実施し、取引先企業の事業の内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援等の実施状況や、そのための体制整備状況について、金融機関と議論するとともに、その過程で確認された好事例を公表し、 ii) 融資先企業へのヒアリングにより、取引先金融機関に対する顧客企業の評価を把握し、それを基に顧客ニーズに対応したサービスを促すための金融機関との対話を進める、 <p>といった取組みを行いました。これにより、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、事業性評価に基づき、地域の産業や企業の生産性向上や新陳代謝の促進を図ることを通じた地方創生・地域経済活性化への貢献を促しました。</p>
③ 中小企業の経営改善・生産性向上・事業再生等の必要な支援実行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業に対して、金融機関が担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容、強み・弱み及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティング機能を発揮するため、 <ul style="list-style-type: none"> i) 外部機関や外部専門家と連携した「経営者保証に関するガイドライ

ン」の積極的な活用、

ii) 地域経済活性化支援機構が有する専門家の派遣等の機能の積極的な活用

といった取組みを促しました。これにより、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、事業性評価に基づく融資や、経営改善・事業再生の支援を含む本業支援等を実施することを通じた地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝を促しました。

- 金融機関に対し、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用とともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援状況を確認し、被災者にとって最も適切と考えられる解決策の提案・実行支援を行うよう促しました。

④ 金融機能強化法の適切な運用

- 同法に基づき、新たに1金融機関に対して、27年12月に資本参加を実施しました。
- 同法に基づき資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況について、それぞれの営業地域において金融仲介機能が適切に発揮されているかフォローアップを行い、その内容を公表しました。
- 同法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した10の金融機関が地方創生の取組みを強化する観点から作成した新しい経営強化計画等について、27年8月に公表しました。
- これらの取組みにより、金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の金融仲介機能の強化が図られ、地域経済の活性化への貢献を促す効果があったと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	409	288	247	148
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	409	288		
執行額(百万円)		169	86			

学識経験を有する者の知見の活用

第25回 政策評価に関する有識者会議(28年6月8日)

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

【測定指標①】

- 全国企業短期経済観測調査(日本銀行 第164回:27年4月1日、第168回:28年4月1日公表)

【測定指標②】

- 「金融仲介の改善に向けた検討会議」議事要旨・資料等(金融庁 第1回:28年1月19日公表、第2回:28年3月15日公表)

【測定指標③】

- 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績(金融庁 27年12月25日公表)

<p>政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集改訂版（金融庁 27年7月31日、27年12月25日公表） ・担保・保証に必要以上に依存しない融資の促進に向けた事業者向けパンフレット「円滑な資金供給の促進に向けて」（金融庁 27年7月30日公表） ・年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について（金融庁 27年11月30日公表） ・年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について（金融庁 28年2月23日公表） <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国信用協同組合連合会に対する優先出資の引受け等の決定について（金融庁 27年11月18日公表） ・「経営強化計画」等の履行状況報告書（金融庁 27年8月21日、28年2月26日公表） ・経営強化計画、協同組織金融機能強化方針等（金融庁 27年8月21日、27年11月18日公表）
<p>担当部局名</p>	<p>監督局 総務課監督調査室、総務課協同組織金融室、総務課地域金融企画室、銀行第一課、銀行第二課 検査局総務課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成 28 年 6 月</p>

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	②（Ⅱ-3）
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	10,570	13,630	25,042	25,042	27,010
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	10,570	13,630	25,042		
執行額（千円）		9,917	8,310	17,159		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○政策評価結果を踏まえ、資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備をしていく必要があることから予算を要求。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					番号	②（Ⅱ-3）		(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融サービス向上推進に必要な経費	25,042	27,010	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						25,042	27,010	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計						25,042	27,010		

平成 27 年度 実績評価書

金融庁 27(施策Ⅱ-3)

施策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
施策の概要	国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供のあり方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するためのあり方を検討する。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図ることとしている。
達成すべき目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
目標設定の考え方・根拠	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。また、少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスが提供される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定） ・ 日本再興戦略－JAPAN is BACK－（25年6月14日閣議決定） ・ 「日本再興戦略」改訂 2014－未来への挑戦－（26年6月24日閣議決定）

測定指標		
指標①	[主要]金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」の施行に向けた取組みの進捗状況	【 達成 】
27年度目標	平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針の整備	
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26年改正保険業法における情報提供義務や意向把握・確認義務の導入などに伴う規定の整備のため、保険業法施行令、保険業法施行規則及び保険会社向けの総合的な監督指針を改正しました（27年5月公布、28年5月施行予定）。これらの取組みは、保険会社等における更なる適切な態勢整備に一定の効果が見込まれるものと考えています。 	
指標②	[主要]NISAの普及促進に向けた取組みの進捗状況	【 達成 】
27年度目標	<ul style="list-style-type: none"> ①NISA関連の税制改正要望提出 ②NISAの周知、広報活動の拡充 	
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ NISAについては、投資家のすそ野の拡大に向けて、若年層や投資未経験者層への普及が課題となっています。NISAをより一層普及させるためには、制度の利便性向上を図ることが重要との観点から、28年度税制改正において、マイナンバーを活用した口座開設手続の簡素化等を要望しました（28年度税制改正で実現）。また、NISA及びジュニアNISAの広報については、制度の概要や趣旨等について政府広報オン 	

		ラインや金融庁ウェブサイトへの広報を引き続き実施したほか、日本経済新聞社「資産形成応援プロジェクト」の一環として開催された「NISAの日特別セミナー」等において、金融庁幹部による講演等を実施しました。
指標③ 金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況		【 達成 】
27年度 目 標		金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューのフォローアップ
27年度 実 績		<ul style="list-style-type: none"> 投資運用業者におけるガバナンス状況について検証するとともに、販売会社における販売態勢について、投資信託に加えて貯蓄性保険も検証するなど、金融機関が真に顧客の利益のためになる行動を実践しているか検証しました。

参考指標		
指標① 本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況		
27年度 実 績		・ 下記「主な事務事業の取組み内容・評価」のとおり。
指標② NISAの口座開設数		
27年度 実 績		・ 27年12月末時点で987万口座（速報値）となり、26年度（27年3月末時点）から12%増加しました。

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 改正保険業法に係る政府令等の改正、NISAの普及・定着のための税制改正要望提出や金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューのフォローアップ実施など、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めました。 測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標に照らし合わせてみると、引き続き取り組むべき課題等が次のとおり存在することから「B」としました。 ① NISAの利便性向上に取り組んできましたが、「家計の安定的な資産形成の支援」や「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」という目標を達成するためには、引き続き、NISA及びジュニアNISAの広報の充実やNISAのあり方に関する検討を進める必要があります。 ② 金融機関が真に顧客の利益のためになる行動をしているか検証してきましたが、引き続き、投資運用業者におけるガバナンス状況や販売会社における販売態勢について検証する必要があります。
	【必要性】 国民に長期的に適切な投資機会が提供され、家計の安定的な資産形成が促されるためには、金融サービスが適切に提供されるための環境整備が必要であると考えられます。
施策の分析	

	<p>【効率性及び有効性】 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための環境や個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境の整備に向けて、金融審議会での議論や業界団体との意見交換などを踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組みを進めることができたと考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 N I S A及びジュニアN I S Aの更なる普及・定着に向けた周知・広報活動を強化していくとともに、N I S Aの利用状況や販売されている商品内容及び販売態勢等についての総合的な制度の効果検証を踏まえ、N I S Aのあり方について引き続き検討を行う必要があります。</p> <p>また、真に顧客の利益のためになる行動の実践について、各金融機関の取組みを継続的にフォローアップしていく必要があると考えております。</p> <p>【施策】 上記の課題を踏まえつつ、資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて、N I S A及びジュニアN I S Aの広報の充実やN I S Aのあり方に関する検討、金融機関による真に顧客の利益のためになる行動の実践に係る検証について、引き続き取組みを進めていきます。</p> <p>【測定指標】 ① 保険業法等の一部改正を踏まえた政府令の規定の整備は27年度で終了したことから、28年度以降は測定指標から削除します。</p> <p>② 「家計の安定的な資産形成の支援」と「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」を図るため、N I S A及びジュニアN I S Aの広報の充実やN I S Aのあり方に関する検討を引き続き進める必要があることから、来年度も同様の測定指標を設定します。</p> <p>③ 投資運用業者におけるガバナンス状況に加え、販売会社における販売態勢についても検証し、金融機関が真に顧客の利益のためになる行動を実践しているか、引き続き検証していきます。</p>

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 26年改正保険業法における情報提供義務や意向把握・確認義務の導入などに伴う規定の整備のため、保険業法施行令、保険業法施行規則及び保険会社向けの総合的な監督指針を改正しました(27年5月公布、28年5月施行予定)。また、円滑に施行できるように、保険会社と実務的な論点について深度ある双方向の議論を実施し、法改正の内容を周知するため、各種セミナーにおける講演、出版物への寄稿等を行いました。これらの取組みは、利用者が安心して保険商品・サービスの提供を受けられるような環境の整備、保険会社等における更なる適切な態勢整備に一定の効果が見込まれるものと考えています。

② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備

- ・ N I S A及びジュニアN I S Aの周知・広報活動を実施したことや、28年度税制改正において、N I S A制度の利便性向上が図られたことは、制度の普及・定着をより促進させ、国民の資産形成にも寄与したものと考えています。
- ・ 投資運用業者におけるガバナンス状況について検証するとともに、販売会社における販売態勢について、投資信託に加えて貯蓄性保険も検証するなど、金融機関が真に顧客の利益のためになる行動を実践しているか検証しました。検証の結果、金融機関による真に顧客の利益のためになる行動の実践は着実に進展しており、これまでの当庁の取組みは相応の効果を上げているものと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	11	14	25	25
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—			
		合 計	11	14		
執行額 (百万円)		10	8			

学識経験を有する者の
知見の活用

第 25 回 政策評価に関する有識者会議（28年6月8日）

政策評価を行う過程
において使用した
資料その他の情報

【測定指標①】

- ・「平成 26 年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針案」に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 27年5月27日公表）

【測定指標②】

- ・平成 28 年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について（金融庁 27年12月24日公表）

担当部局名

総務企画局
企画課、企画課保険企画室、政策課、政策課総合政策室
検査局総務課

政策評価実施時期

平成 28 年 6 月

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		市場インフラの構築のための制度・環境整備				
評価方式		総合 [○] 実績事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	③（Ⅲ-1）
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	1,747,050	796,564	703,964	820,338	901,849
	補正予算（千円）	△100,714		2,188,900		
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	1,646,336	796,564	2,892,864		
執行額（千円）		1,634,285	781,619	670,010		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○政策評価結果を踏まえ、引き続き、一般競争入札を実施し、削減を図っていくこととし、システム運用部分に係る経費については、店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システムの安定的な稼働を図る必要があることから、平成28年度と同額程度の予算を要求。 また、E D I N E Tについては、今後もシステムの安定運用及び情報セキュリティの確保に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者及び開示情報提出者の利便性の向上や負担軽減に配慮した開発及び検討等を行う必要があることから、予算を要求。</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	市場インフラの構築のための制度・環境整備					番号	③（Ⅲ-1）	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費			820,338	901,849	
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							820,338	901,849	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1								
	○	2								
	○	3								
	○	4								
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1								
	◇	2								
	◇	3								
	◇	4								
	小計									
合計							820,338	901,849		

平成 27 年度 実績評価書

金融庁 27(施策Ⅲ-1)

<p>施策名</p>	<p>市場インフラの構築のための制度・環境整備</p>
<p>施策の概要</p>	<p>店頭デリバティブ取引及び国債取引等に関する決済システム等の安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現を図ることとしている。</p> <p>また、EDINETの整備を通じ、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることとしている。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>清算機関等は、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要な市場インフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現に資する取組みを行う。</p> <p>また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CPSS/IOSCO 市中協議報告書「金融市場インフラのための原則（平成23年3月10日） ・ 「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ（23年12月26日） ・ 「世界最先端 IT 国家創造宣言」（25年6月14日閣議決定）

<p>測定指標</p>		
<p>指標①</p>	<p>[主要]店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況</p>	<p>【 達成 】</p>
<p>27年度 目 標</p>	<p>店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向け関係者と連携し制度整備を図る</p>	
<p>27年度 実 績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引情報の保存・報告制度の対象に保険会社を加えること等を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を整備しました（27年4月施行）。 ・ 中央清算されない店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を整備しました（28年3月公布、28年9月施行予定）。 ・ 一定の店頭デリバティブ取引を行う金融商品取引業者等に対する電子情報処理組織の使用の義務付けや、国外から金融商品取引業者等に電子 	

	<p>取引基盤の提供を行う者の許可制度等を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律」(24年9月成立)に関して、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」等を整備しました(27年9月施行)。</p> <p>これらの取組みは店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性に資する環境整備と考えられます。</p>
--	--

指標②	<p>国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況及び国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況</p>	【 達成 】
-----	--	--------

27年度 目 標	<p>国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し、取組みを支援する。また、国際合意に基づき清算機関等に適切な監督を実施する。</p>
-------------	---

27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 「金融・資本市場に係る制度整備について」(22年1月公表)に基づき、市場関係者とともに検討を進め、「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」を更新し(27年6月、12月)、その取組み状況を金融庁ウェブサイトで公表するなど、市場関係者の取組みを支援しました。 支払・決済システム委員会(CPSS)と証券監督者国際機構(IOSCO)による「清算機関のための定量的な情報開示基準」等を踏まえて改正した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づき、適切な監督を実施しました。 <p>これらの取組みは、信頼性の高い、魅力ある市場インフラの構築に資するものと考えられます。</p>
-------------	--

指標③	<p>[主要]我が国における中央清算された円金利スワップ取引(想定元本ベース)の割合</p>	【 達成 】
-----	--	--------

基準値	実 績		目標値
26年度	27年度		27年度
19.0%	21.5%		前年度より向上

<ul style="list-style-type: none"> 中央清算された店頭デリバティブ取引の割合が増加していることから、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上を図る取組みの効果が現れているものと考えられます。

指標④	<p>[主要]有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率 (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</p>	【 達成 】
-----	--	--------

基準値	実 績		目標値
26年度	27年度		27年度
100%	100%		99.9%

<ul style="list-style-type: none"> これまでEDINETの安定稼働に努めた結果であり、EDINETによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供の効果が表れているものと考えられます。
--

参考指標

指標①	<p>開示書類の提出会社数(内国会社)</p>
-----	-------------------------

27年度 実 績	<p>・約4,500社(26年度:約4,500社件)</p>
-------------	--------------------------------

指標② 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数	
27年度実績	・36,831件（26年度：36,111件）
指標③ EDINETへのアクセス件数	
27年度実績	・約21,028千件/月

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>A（目標達成）</p> <p>【判断根拠】 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性に資する関係政府令の整備を行ったほか、国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し、取組みの支援を行いました。また、EDINETの稼働率についても、引き続き100%を確保しました。</p> <p>測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。</p>
	<p>【必要性】 金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するためには、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築することや、投資者が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供する開示システムの整備を行っていく必要があると考えます。</p> <p>投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するためには、EDINETの整備に努め、安定運用を確保することが必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 国際的な動向などを踏まえつつ、決済システムの安全性、効率性及び利便性のより一層の向上に向けて、店頭デリバティブ取引に関する制度整備や国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に取り組みました。</p> <p>また、投資者が必要とする情報を安全かつ安定的に提供するため、EDINETの改修等を行っています。</p> <p>【有効性】 EDINETには、毎年度、月に平均20,000千件超のアクセスがあり、投資者に対する投資判断に必要な情報提供を有効に行うことができていると考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 証券決済については、決済期間の短縮化に向け、引き続き、関係者と連携し、取組みを支援していく必要があります。</p> <p>EDINETについては、今後もシステムの安定運用及び情報セキュリティの確保に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修の対応や、開示情報利用者及び開示書類提出者の利便性の向上や負担軽減に配慮した開発及び検討等を行うことが必要です。</p>

<p>今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【 施策 】 上記の課題を踏まえつつ、市場インフラの構築のための制度・環境整備に向けて、店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築、証券決済期間の短縮化やE D I N E Tの整備について、引き続き取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】 ①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に関する制度として、清算集中義務や取引情報保存・報告制度は概ね整備されたことから、残っている課題に関する指標に変更します。</p> <p>②更なる証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みについて、引き続き支援を行っていきます。</p> <p>③①と同様の理由から、測定指標を削除します。</p> <p>④E D I N E Tの安定運用を確保するため、引き続き 99.9%以上の稼働率を目標として取り組んでいきます。</p>
--------------------------------------	--

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の店頭デリバティブ取引等について、清算集中義務（24年11月施行）及び取引情報保存・報告制度（25年4月施行）の適切な実施に関して、取引情報保存・報告制度の対象に保険会社を加える旨の府令改正等（27年4月施行）を行うとともに、民間ベースで進められている我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の拡充に向けた取組みを支援しました。また、電子取引基盤の利用義務（24年9月成立、27年9月施行）の適切な実施を図りました。さらに、中央清算されない店頭デリバティブ取引に対する証拠金規制を整備しました（28年3月公布、28年9月施行予定）。これらの取組みは、我が国における危機の伝播の抑止、取引の透明性・公正性の向上に効果があったと考えられます。 ・ 以上から、信頼性の高い、魅力ある市場インフラの構築に資する取組みであったと評価できます。
<p>② 国債取引等に関する市場インフラの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国国債取引の決済の安定性確保の観点から、リーマン危機時（20年9月）にも確認された日本証券クリアリング機構のリスク削減機能の更なる活用を図るため、同機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みを支援しました。 ・ 以上から、信頼性の高い、魅力ある市場インフラの構築に資する取組みであったと評価できます。
<p>③ E D I N E Tの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ E D I N E Tについては、システムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修への対応や、開示情報利用者及び開示書類提出者の利便性向上や負担軽減を考慮した開発及び検討等を行いました。 <p style="margin-left: 2em;">このような中、E D I N E Tの稼働率が100%を達成したことに加え、E D I N E Tによる開示書類等の提出会社数（内国会社）及び開示書類等の提出件数は前年度とほぼ同数を維持、インターネットを通じたE D</p>

I N E T情報公開サイトへのアクセス件数も前年度に引き続き月平均20,000千件を超えています。

このような状況は、E D I N E Tの安定稼働に努めた結果であり、E D I N E Tによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供の効果が表れているものと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	1,747	797	704	820
		補正予算	▲101	—	2,185	—
		繰越等	—	—		
		合計	1,646	797		
執行額(百万円)		1,634	755			

学識経験を有する者の知見の活用	第25回 政策評価に関する有識者会議(28年6月8日)
-----------------	-----------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明」(外務省 21年9月24・25日開催) ・金融・資本市場に係る制度整備について(金融庁 22年1月21日公表) ・「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ(金融庁 23年12月26日公表) ・国会提出法案(第180回国会)金融商品取引法等の一部を改正する法律(金融庁 24年3月9日提出、24年9月6日成立) ・平成22年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 24年7月11日公表) ・「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等(案)」に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 26年6月20日公表) ・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等(案)」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 26年11月19日公表) ・「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 26年11月19日公表) ・「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針(案)」に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 25年12月10日公表) ・BCBS(バーゼル銀行監督委員会)及びIOSCO(証券監督者国際機構)による、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書の公表について(金融庁 25年9
---------------------------	--

	<p>月 3 日公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見募集の結果等について（金融庁 28 年 3 月 31 日公表） <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本市場に係る制度整備について（金融庁 22 年 1 月 21 日公表） ・国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について（金融庁 22 年 6 月 29 日公表） ・証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について（金融庁 27 年 6 月 24 日公表） ・証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について（金融庁 27 年 12 月 25 日公表） ・「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 27 年 12 月 10 日公表） <p>【測定指標③】</p> <p>（測定指標①に同じ）</p> <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁行政情報化推進委員会「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」（18 年 3 月 28 日決定、23 年 3 月 31 日改定）
--	--

担当部局名	<p>総務企画局 市場課、企業開示課</p>
-------	----------------------------

政策評価実施時期	<p>平成 28 年 6 月</p>
----------	--------------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		市場機能の強化のための制度・環境整備				
評価方式		総合 ・ 実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	③（Ⅲ-2）
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	—	—	—	17,510	17,842
	補正予算（千円）	—	—	—		
	繰越し等（千円）	—	—	—		
	計（千円）	—	—	—		
執行額（千円）		—	—	—		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○政策評価結果を踏まえ、引き続き、上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組みを進めていく必要があることから、予算を要求。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	市場機能の強化のための制度・環境整備					番号	③（Ⅲ-2）	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項					
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費			17,510	17,842	
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計								17,510	17,842
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1								
	○	2								
	○	3								
	○	4								
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1								
	◇	2								
	◇	3								
	◇	4								
	小計									
合計								17,510	17,842	

平成 27 年度 実績評価書

金融庁 27(施策Ⅲ-2)

施策名	市場機能の強化のための制度・環境整備
施策の概要	市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う
達成すべき目標	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること
目標設定の考え方・根拠	<p>「日本再興戦略 改訂2014」において、「総合取引所を可及的速やかに実現する」とされていることを踏まえ、総合取引所の早期実現に向けた取組みを行う。</p> <p>「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（平成25年12月25日公表）等を踏まえた必要な制度整備等を継続し、新規・成長企業へのリスクマネーの供給を促進し、経済の持続的な成長の実現を図る。</p> <p>さらに、「日本版スチュワードシップ・コード」（26年2月26日策定）や「コーポレートガバナンス・コード」（27年6月1日適用開始予定）の普及・定着を促すことを通じて、コーポレートガバナンスを強化し、企業の持続的な成長の実現を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦」（26年6月24日閣議決定） ・ 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（25年12月25日） ・ 「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（26年2月26日） ・ 「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（27年3月5日）

測定指標		
指標①	[主要]総合取引所の実現に向けた取組に係る進捗状況	【 達成 】
27年度目標	総合取引所の早期実現に向け、関係者等への働きかけ等を行う	
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の市場・取引所の動向や、総合取引所の早期実現に向けた諸問題等について、市場関係者にヒアリングを行うとともに、関係省庁と協議を行うなどの対応を行いました。 	
指標②	[主要]26年5月に改正された金融商品取引法及びそれに基づく関係政令及び内閣府令等の制度整備に係る進捗状況	【 達成 】
27年度目標	報告書等を踏まえた必要な制度整備等を継続する	
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書等を踏まえた26年改正金融商品取引法に基づく 	

	関係政令・内閣府令等を整備、施行しました（27年5月施行）。新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組みが進んでいると考えられます。
指標③ 不動産投資市場活性化に向けた取組に係る検討状況	
	【 達成 】
27年度 目 標	不動産投資市場活性化に向けた取組について検討を行う
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた具体的取組等について、関係省庁・業界団体等との勉強会等を通じて検討を行うとともに、報告書等の取りまとめに協力しました。また、関係省庁・業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組みました。こうした取組みにより、不動産投資市場の活性化に向けて進展があったものと考えています。
[主要]「日本版スチュワードシップ・コード」(26年2月26日 指標④ 策定)及び「コーポレートガバナンス・コード」(27年6 月1日適用開始予定)の定着に向けた取組みの実施状況	
	【 達成 】
27年度 目 標	「日本版スチュワードシップ・コード」及び「コーポレートガバナンス・コード」の定着に向けた情報発信・周知活動等を行う
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明した機関投資家のリストを和英両文にて公表しました（28年3月末までに、206の機関投資家がスチュワードシップ・コードの受入れを表明）。 27年6月1日、「コーポレートガバナンス・コード原案」（27年3月5日公表）をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」の適用が開始されました。 また、同コードのもと以下のような進捗がみられました。 <ul style="list-style-type: none"> コーポレートガバナンス・コードへの対応を開示した企業の約8割が73ある原則の9割以上を実施。 独立社外取締役を選任する企業の比率が増加。 3メガバンクグループが政策保有株式の削減目標を公表するなど、政策保有株式の縮減に向けた動きに進捗。 指名・報酬にかかる任意の諮問委員会を設置する上場企業の数が倍増。 こうした中スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言するため、金融庁・東京証券取引所を共同事務局として「スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」という。）を設置しました。 フォローアップ会議は、28年2月、取締役会のあり方に関する意見書を公表しました。意見書は、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、独立した客観的な取締役会の構成、戦略性を重視した取締役会の運営、継続的な取締役会の実効性の評価が重要であるとしています。 その他、国内外の機関投資家や企業向けのセミナー等を通じた情報発信・周知活動等を実施しました。

参考指標	
指標①	「日本版スチュワードシップ・コード」及び「コーポレートガバナンス・コード」に関する機関投資家等に対する説明会の開催状況等
27年度実績	・ 両コードの普及・定着に向けて、国内外合わせて30件以上の説明会等に参加し、情報発信・周知活動を行いました（26年度：27件）。

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B（相当程度進展あり）</p> <p>【判断根拠】 26年改正金融商品取引法に係る関係政令・内閣府令の整備等を行ったほか、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置し、上場会社全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けた取組みを進めました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標に照らし合わせてみると、引き続き取り組むべき課題等が次のとおり存在することから「B」としました。</p> <p>① スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの普及・定着や、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、有識者会議において議論・意見発信する等の取組みを行ってきましたが、ガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、機関投資家と企業との建設的な対話の促進など、更なる取組みを行う必要があります。</p> <p>② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給に関して、投資型クラウドファンディング等に係る制度整備等を行ってきましたが、その供給促進に向けては、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」等を通じて、関係制度の周知等に取り組んでいく必要があります。</p>
	<p>【必要性】 我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるためには、資金調達に係る利便性の向上等の環境整備を行う必要があります。</p> <p>【効率性及び有効性】 日本再興戦略等を踏まえ、新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進に向けた取組みや上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討などについて、市場機能の強化のための環境を整備する観点から効率的・有効的に取組みを進めることができたと考えています。</p>
施策の分析	

<p>今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 ①総合取引所の早期実現に向けて、引き続き、関係者等への働きかけを行う必要があります。</p> <p>③不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け引き続き取り組む必要があります。</p> <p>④スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードの導入等により、企業のガバナンス改革に向けた基本的な枠組みは整っている状況であり、今後、実効的なコーポレートガバナンスを実現することが重要であると考えています。</p> <p>【施策】 上記の課題を踏まえつつ、市場機能の強化のための制度・環境整備に向けて、総合取引所の実現に向けた取組の促進、不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組の促進、上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組み等について、引き続き取組みを進めていきます。</p> <p>【測定指標】 ① 総合取引所の早期実現に向けて、引き続き、関係者等への働きかけを行います。</p> <p>② 27年度で報告書等を踏まえた制度整備は終了しましたが、引き続き、新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進に向けた取組みを進めていきます。</p> <p>③ 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け引き続き取り組みます。</p> <p>④ 引き続き、実効的なコーポレートガバナンスを実現するための取組みを行います。</p>
--------------------------------------	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① 総合取引所の実現に向けた取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の市場・取引所の動向や、総合取引所の早期実現に向けた諸問題等について、市場関係者にヒアリングを行うとともに、関係省庁と協議を行うなどの対応を行いました。
② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進	<ul style="list-style-type: none"> 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月25日公表）等を踏まえた26年改正金融商品取引法に基づく関係政令・内閣府令等を整備、施行しました（27年5月施行）。また、各地域で開催した「地域の成長マネー供給促進フォーラム」において、当該制度の周知を行いました。これらの取組みにより、新規・成長企業へのリスクマネーの供給の促進が図られたものと考えています。
③ 不動産投資市場活性化に向けた取組に係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた具体的取組等について、関係省庁・業界団体等との勉強会等を通じて検討を行うとともに、報告書等の取りまとめに協力しました。また、関係省庁・業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリート

の普及・啓発に取り組みました。

- ・ 上記報告書等の取りまとめにより、不動産投資市場の持続的な成長に向けた現状と課題が整理され、その実現に向けた具体的取組が期待されることに加え、事業者向け説明会を通じたヘルスケアリートの普及・啓発が促進されたことから、不動産投資市場の活性化に向けて進展があったものと考えています。

④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討

- ・ スチュワードシップ・コードは、現時点で、ほぼ全ての国内大手を含む 206 の機関投資家が受入れを表明しています。
また、コーポレートガバナンス・コードの適用が開始され、以下のような進捗が見られました。
 - コードへの対応を開示した企業の約 8 割が 73 ある原則の 9 割以上を実施。
 - 独立社外取締役を選任する企業の比率が増加。
 - 3メガバンクグループが政策保有株式の削減目標を公表するなど、政策保有株式の縮減が進捗。
 - 指名・報酬にかかる任意の諮問委員会を設置する上場企業の数が増。
- ・ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は、これまでに取締役会のあり方、CEOの選解任、政策保有株式、企業と機関投資家との間の建設的な対話について議論しました。議論の結果を踏まえ、現在までに以下のとおり意見書を 2 回公表し、国内外へ情報発信を行いました。
 - 意見書（1）「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況と今後の会議の運営方針」（27 年 10 月 20 日公表）
 - 意見書（2）「会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方」（28 年 2 月 18 日公表）
- ・ 同会議において今後の会合において議論・検証されるべきと考えられる事項、その他コーポレートガバナンスの更なる充実等に関し、意見募集を行いました。
コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、今後も引き続きこうした取組みを実施していくことが重要であるとと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	—	—	18
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	—	—		
執行額 (百万円)		—	—			

学識経験を有する者の
知見の活用

第 25 回 政策評価に関する有識者会議（28 年 6 月 8 日）

<p>政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報</p>	<p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 27 年 5 月 12 日公表） <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト（金融庁 28 年 3 月 24 日公表） コーポレートガバナンス・コードへの対応状況と今後の運営方針（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議の意見書（1）」）（金融庁 27 年 10 月 20 日公表） 会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議の意見書（2）」）（金融庁 28 年 2 月 18 日公表）
--	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 企業開示課、市場課</p>
--------------	----------------------------

<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成 28 年 6 月</p>
-----------------	--------------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	③（Ⅲ-3）
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	282,239	252,744	260,346	222,060	272,520
	補正予算（千円）	△ 13,859	△ 197	△ 2,552		
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	268,380	252,547	257,794		
執行額（千円）		153,561	157,671	188,532		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○政策評価結果を踏まえ、引き続き、国際会計基準等の市場を取り巻く制度の整備や適切な運用を実施していく必要があることから、予算を要求。また、IT技術の発展に伴ったHFT等のアルゴリズム取引などの取引手法の多様化・複雑化・巧妙化に対応した機動的な市場監視、マクロ経済情報の収集・分析を踏まえたフォワードルッキングな観点からの市場監視及び上場会社の開示の適正性等の検証等を実施していく必要があることから、引き続き予算を要求。</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備					番号	③（Ⅲ-3）	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項					
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費			222,060	272,520	
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計							222,060	272,520	
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1								
	○	2								
	○	3								
	○	4								
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1								
	◇	2								
	◇	3								
	◇	4								
	小計									
合計							222,060	272,520		

平成 27 年度 実績評価書

金融庁 27(施策Ⅲ-3)

施策名	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
施策の概要	我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、ディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を図る。また、情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対処を図る。
達成すべき目標	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること
目標設定の考え方・根拠	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第26条、第177条、第210条 等 ・ 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日） ・ 企業会計審議会「国際会計基準（I F R S）への対応のあり方に関する当面の方針」（25年6月19日） ・ 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22年12月24日）

測定指標		
指標①	金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策	【 達成 】
27年度 目 標	金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策を実施する	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について公表しました。 ・ 有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対し、課徴金納付命令の決定を行いました。 ・ 無届募集であることが判明した場合、無届募集を行っている者に対し有価証券届出書等の提出の催告や、警告書の発出を行ったほか、捜査当局に情報提供しました。 <p>これらの取組みにより、投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断するために必要な正確な情報を得ることができるようになり、投資者保護が図られたものと考えています。</p>	
指標②	I F R S 任意適用の拡大促進	【 達成 】
27年度 目 標	I F R S 任意適用の拡大促進に向けた取組みを実施する	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計審議会会計部会（27年4月、11月開催）において、「I F R S 任意適用企業の拡大促進」、「I F R S に関する国際的な意見発信の強化」、「日本基準の高品質化」、「国際的な会計人材の育成」について審議 	

	<p>が行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 『日本再興戦略』改訂 2015』(27 年 6 月閣議決定) を受け、I F R S の任意適用企業の更なる拡大促進のための施策として、「国際会計基準 (I F R S) に基づく連結財務諸表の開示例」の充実・改訂を行いました (28 年 3 月公表)。 また、上場企業が決算短信において開示している I F R S の適用に関する検討状況について、東京証券取引所と連携して分析を行いました (27 年 9 月、東京証券取引所において、『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容の分析について) を公表)。 我が国による I F R S に関する意見発信の一環として、企業会計基準委員会 (A S B J) において修正国際基準の公表が行われた (27 年 6 月公表) ことを受けて、必要な関係府令等の改正を行いました (27 年 9 月公布)。 A S B J と連携し、のれんの会計処理及びリサイクリング (その他の包括利益に計上した項目を、純利益に振り替える会計処理) について、我が国の考えるあるべき I F R S についての国際的な意見発信を継続して行いました。 A S B J における収益認識基準の高品質化に向けた検討を支援しました。 会計部会 (27 年 11 月開催) において、企業や監査法人等に対して、I F R S に基づく会計監査の実務を担える人材や、国際的な場で意見発信できる人材の裾野の拡大の取組みを強化すべきであるとされました。今後は、関係機関等と連携して、I F R S に関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築するとともに、日本公認会計士協会を通じて、I F R S に基づく会計監査の実務を担える人材やその育成に係る各監査法人の状況について把握し、各監査法人に対して適切な取組みを促すなど、国際的な会計人材の育成に向けた取組みを進めていきます。 関係者を含むこうした取組みにより、I F R S の任意適用企業数 (適用予定企業数を含む) は着実に増加しており、27 年度末の I F R S 任意適用企業数は 109 社 (26 年度末 75 社)、全上場企業の時価総額の 20.3% (26 年度末 18.5%) まで増加しています。
指標③ [主要]情報力に支えられた機動的な市場監視の実施	
27 年度 目 標	機動的な市場監視を実施する
27 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 審査の質を確保しながら事務処理のスピードアップを図るとともに、自主規制機関等及び財務局等との連携強化に取り組んだ結果、1,097 件の取引審査を実施しました。 一般投資家等からの情報については、ポスターやリーフレットを用いて情報提供者への呼びかけを行った結果、証券監視委発足以来最高となる 7,758 件の情報提供を受け、取引審査や調査、検査等へ活用しました。 H F T、アルゴリズム取引等の実態把握や東京証券取引所マザーズ市場に上場後 10 年経過した銘柄の市場選択に係る課題、新株予約権の第三者割当の現状分析など、金融・資本市場の動向についても幅広く情報収

【 達成 】

		集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、発行市場、流通市場全体に向けた市場監視を行いました。
指標④ [主要]海外当局との必要な連携		【 達成 】
27年度 目 標		海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不公正取引への対応を行う
27年度 実 績		<ul style="list-style-type: none"> 証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引について、4件の課徴金納付命令勧告を行いました。 海外当局を訪問しての協議等や情報交換を積極的に実施し、クロスボーダー取引にかかる調査等についての意見交換を行うなど、一層の連携強化を図りました。
指標⑤ [主要]迅速・効率的な取引調査の実施		【 達成 】
27年度 目 標		迅速・効率的な取引調査を実施する
27年度 実 績		<ul style="list-style-type: none"> 証拠・資料の散逸を防ぐため、できるだけ早期に本格調査に着手するとともに、調査対象者が多数となる事案については、機動的、弾力的な調査チームの編成に努めたほか、情報技術専門官を積極的に活用し、電磁的記録の保全・復元・解析等（デジタルフォレンジック）を行い、違反行為の立証に役立てました。 上場会社においては、内部者取引を未然に防止するための内部管理態勢の整備に務めてきていますが、依然として上場会社の役員や契約締結者等が関与する内部者取引が多数認められているため、内部者取引が行われた上場会社との間で、問題発生の根本原因と必要な再発防止策について意見交換を行い、問題認識の共有に努めました。
指標⑥ [主要]迅速・効率的な開示検査の実施		【 達成 】
27年度 目 標		迅速・効率的な開示検査を実施する
27年度 実 績		<ul style="list-style-type: none"> 市場内外の様々な情報の収集・分析に加え、上場企業の経営環境の変化等に伴う潜在的なリスクに着目した情報の収集・分析を開始するとともに、デジタルフォレンジックの積極的な活用等による効率的な開示検査を実施した結果、6件の課徴金納付命令勧告を行いました。
指標⑦ 課徴金制度の適切な運用		【 達成 】
27年度 目 標		課徴金制度を適切に運用する
27年度 実 績		<ul style="list-style-type: none"> 不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、審判官による審判手続を経て、47件の課徴金納付命令を行いました。
指標⑧ [主要]効果的な犯則調査の実施		【 達成 】
27年度 目 標		効果的な犯則調査を実施する
27年度 実 績		<ul style="list-style-type: none"> 犯則行為の複雑化・巧妙化が進展する中、必要に応じて捜査当局等の関係機関との連携や、デジタルフォレンジックの積極的な活用等により、効果的な犯則調査を実施しました。その結果、金商法違反のみならず、

	<p>それ以外の経済犯罪にもからむ事案や相場操縦と風説の流布・偽計を組み合わせた事案などについて告発しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> クロスボーダーでの不公正取引等に対処するため、国際的な情報交換の枠組みを積極的に活用し、海外当局との間で調査に有用な情報を交換し、犯則調査に役立てました。 	
指標⑨ 政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携		【 達成 】
27年度 目 標	政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 日本証券業協会と連携し、東京証券取引所が主幹事候補証券として挙げている16社に対し、「新規公開の品質向上に向けた対応状況」に関するアンケートを実施し、アンケート結果を取りまとめ、各社の取組状況や先進的な取組みなどを周知しました。 日本証券業協会と連携し、全協会員に対し、「高齢顧客との取引」に関するアンケートを実施しました。その上で、日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、高齢顧客への投資勧誘について検討を行い（金融庁はオブザーバー参加）、今後、検討結果を取りまとめ、必要な規則等の見直しを行う予定です。 日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、アナリスト行動規制関連について検討を行い（金融庁はオブザーバー参加）、今後、検討結果を取りまとめた上で必要な規則等の見直しを行う予定です。 金融先物取引業協会と連携し、FX取扱会員に為替変動リスクに関する統一的なストレス・テストの実施を促しました。 第二種金融業品取引業協会と連携しつつ、第二種金融商品取引業者の協会加入促進を行った結果、28年3月時点において協会員数は372者に増加しました（27年3月の加盟会員数91者）。 	
指標⑩ 効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施		【 達成 】
27年度 目 標	効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施する	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 市場規律強化を図ることを目的として、証券監視委発足後初めて地方で委員会を開催しました。 自主規制機関等との意見交換について、新たに連携先を広げ、効果的な開催に努めた結果、20回開催し、市場における諸問題について認識を共有しました。 また、市場参加者等に対する講演を34回、機関誌等各種広報媒体への寄稿を41件実施し、証券監視委の活動状況や問題意識等を情報発信することで、市場規律の強化に努めました。 報道機関等を通じた情報発信については、告発・勧告を行った事案について内容や問題点が的確に伝わるよう公表内容の見直しを行いました。 	

参考指標	
指標① 課徴金納付命令の実績<内容・件数>	
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不公正取引の違反行為に対して、43件の課徴金納付命令を行いました。 ・ 有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、4件の課徴金納付命令を行いました。
指標② 国際会計基準（IFRS）の任意適用企業数及びその時価総額の割合	
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度末のIFRS任意適用企業の数 は109社（26年度末75社）、全上場企業の時価総額の20.3%（26年度末18.5%）まで増加しました。
指標③ 取引審査実施状況<内容・件数>	
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度は1,097件の取引審査を行い、内訳はそれぞれ、価格形成に関するものが95件、内部者取引に関するものが992件、その他が10件となりました。 ・ 26年度は1,084件の取引審査を実施していたため、件数は微増となりました。
指標④ 情報受付状況<内容・件数>	
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度は、一般投資家や市場関係者等から7,758件の情報を受け付けました。 ・ 情報提供手段別での内訳は、インターネットが5,510件、電話が1,698件、文書が451件、来訪が32件、財務局等からの回付が76件となりました。 ・ また、受け付けた情報の内容別での内訳は、相場操縦や内部者取引、といった個別銘柄に関するものが5,448件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが441件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが1,032件、その他の意見等が837件となりました。 ・ 受け付けた件数は証券監視委発足以来最高の件数となり、26年度から約36%増加しました。
指標⑤ 取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数>	
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引調査に係る課徴金納付命令勧告は35件であり、その内訳は、内部者取引事案が22件、相場操縦事案が12件、偽計事案が1件となりました。
指標⑥ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数>	
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示検査に係る検査終了件数（17件）、課徴金納付命令勧告の実施件数（6件）
指標⑦ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数>	
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部者取引事件2件、相場操縦事件1件、偽計事件1件、風説の流布・偽計及び大量保有報告書不提出事件1件、虚偽有価証券報告書提出事件3件の合計8件について告発を行いました。

指標⑧ 市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>	
27年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換会等の実施 32 件（うち、日本証券業協会 14 件、日本取引所 7 件、投資信託協会 3 件、投資顧問業協会 3 件、日本監査役協会 2 件、その他 3 件） ・ 講演会等の実施 34 件 ・ 寄稿の実施 41 件

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B（相当程度進展あり）</p> <p>【判断根拠】 金融庁においては、有価証券報告書レビューや課徴金納付命令の決定等の実施、自主規制機関等と連携して、各業界における課題の検討等を行ったこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備等について目標どおり貢献することができたと考えています。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、不公正取引に対する取引調査、ディスクロージャー違反に対する開示検査、必要に応じた課徴金納付命令の勧告、市場の公正を害する悪質な事案についての検察庁への告発を行いました。また、クロスボーダー取引等を利用した不公正取引に対しては、海外当局と緊密に連携して対処しました。更に、証券監視委発足後初めて地方で委員会を開催するなど市場規律の強化に向けた取組みについても積極的に行いました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、近年の市場動向を見ると、クロスボーダー取引の日常化、HFTにみられるような取引の高速化・複雑化、新たな金融商品・取引の開発が進んでいます。このような状況を踏まえ、取引手法の多様化、複雑化、巧妙化に対応した機動的な市場監視や、従来型の問題企業の摘発に加えて大規模上場会社における開示の適正性の検証など、施策の目標に照らし合わせてみると、引き続き取り組むべき課題があることから、「B」評価としました。</p>
	<p>【必要性】 市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、国際会計基準等の市場を取り巻く制度・環境整備を行っていくとともに、金融商品取引業者等における制度整備等への対応状況についてフォローしていくことが必要であるとと考えています。</p> <p>また、機動性・戦略性の高い市場監視活動及び証券監視委の活動状況や問題意識等の情報発信など市場規律の強化に向けた働きかけを実施していくことが必要であるとと考えています。</p> <p>【効率性】 以下のような取組みを行ったことにより、市場取引の公正性・透明性を確保するための環境整備を効率的に行うことができたと考えています。</p>
施策の分析	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務局等と連携して平成 27 年度有価証券報告書レビューについて、企業が有価証券報告書を作成する際の留意事項等の公表を年一回にまとめた上で早期に行いました。 ・ I F R S の任意適用の拡大促進について、A S B J、東京証券取引所等の関係者と適切に役割分担し取り組みました。 ・ 様々なプレーヤーにより市場で行われる取引その他の活動について、自主規制機関等との連携や I T 技術の活用、問題が認められた場合に早期に本格検査・調査に着手しました。 <p>【有効性】 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための取組みの実施や、証券監視委による課徴金勧告を踏まえた監督上の対応、また、証券監視委においては包括的かつ機動的な市場監視活動により、違反行為者について課徴金納付命令勧告や告発等を行うとともに、その内容を市場参加者に対して公表し、市場規律の強化を促したことは、市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p> <p>さらに、自主規制機関と連携して、各業界における課題の検討等を行ったことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 近年、I T 技術の発展に伴いアルゴリズム取引などの新しい手法が増加、インサイダー取引に関する重要事実も多様化しております。上場企業の開示規制違反に関しては、日本を代表するグローバルな上場企業で大規模な不適正会計事案が発覚し、グローバル化に対応した企業の海外子会社の管理態勢の不備等に起因する事例なども見られます。</p> <p>このような現状を踏まえ、取引手法の多様化、複雑化、巧妙化に対応した機動的な市場監視や、従来型の問題企業の摘発に加えて大規模上場会社における開示の適正性等の検証を実施していく必要があります。</p> <p>【施策】 金融取引が多様化・複雑化し、市場が激しく変動する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、引き続き、国際会計基準等の市場を取り巻く制度の整備や適切な運用、金融商品取引業者等における制度整備等への対応状況の検証、マクロ経済情報の収集・分析を踏まえた、フォワードルッキングな観点からの市場監視、上場会社の開示の適正性等の検証を実施していく必要があります。</p> <p>また、引き続き、自主規制機関等と緊密な連携を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があります。</p>

- 【測定指標】**
- ①マクロ経済情報の収集・分析を踏まえた、フォワードルッキングな観点からの市場監視を強化します。また、検査・調査を通じて把握した問題点について、その根本原因的な追及・評価を通じて、市場における共通課題を抽出していく必要があります。さらに、違法行為の未然防止の観点から市場関係者との対話・認識の共有をプロアクティブに実施していく必要があります。
 - ②引き続き、財務局等と連携を図りつつ、外部等からの照会に対する適切な対応、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う発行者への対応等を通じ、ディスクロージャーの適正性の確保に努めます。
 - ③引き続き、我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組みを行っていく必要があります。
 - ④引き続き、市場動向の変化に対応した情報の収集・分析及び取引審査を行っていく必要があります。
 - ⑤海外との間のクロスボーダー取引の拡大等を踏まえ、引き続き海外当局との連携強化を図っていく必要があります。
 - ⑥不公正取引が複雑化等していることを踏まえ、引き続き迅速・効率的な取引調査を実施していく必要があります。
 - ⑦正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、引き続き迅速・効率的な開示検査を実施していく必要があります。
 - ⑧引き続き、課徴金制度を適切に運用していきます。
 - ⑨犯則行為が複雑化・巧妙化していることを踏まえ、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、海外当局とも連携し、引き続き、様々な形態の犯則行為に対して、厳正で効果的な犯則調査を実施していく必要があります。
 - ⑩市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていくため、引き続き、自主規制機関との適切な連携を図っていく必要があります。
 - ⑪市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、引き続き情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施していく必要があります。

主な事務事業の取組内容・評価

① 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保

- ・ 主に財務局等を通じて外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、適切な情報を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上の観点から、法令や開示ガイドライン等の根拠を示すことなどにより適切かつ迅速に回答を行いました。また、有価証券報告書等の開示書類

の受理等に関し、類似の事案に対応する際の認識の共有化を図るため、財務局等又は金融商品取引所との間で情報交換や意見交換等を行いました。

- ・ 有価証券報告書等の記載内容の適切性を確保するため、有価証券報告書レビューとして、①重点テーマ審査（特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査）、②情報等活用審査（適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査）を行い、実施結果を公表しました（27年11月）。また、有価証券報告書レビュー等を踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について周知し、適切なディスクロージャーを確保する観点から、金融庁ウェブサイト等に公表しました（28年3月）。
- ・ 有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為については、証券取引等監視委員会の勧告を受け、27年度においては、課徴金納付命令の決定を4件行うなど、課徴金制度を適切に運用しています。

【有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令の実施状況】

（単位：件）

区 分	25年度	26年度	27年度
課徴金納付命令件数	9	9	4

（出所）総務企画局総務課審判手続室調

- ・ 無届募集を行う者への対応については、企業情報の適切な開示が確保されるよう、開示ガイドラインに基づく対応を行いました。具体的には、金融庁に提供された情報等を基に、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、勧誘行為の実態把握に努め、無届募集であることが判明した場合には、無届募集を行っている者に対し、有価証券届出書等の提出の懲罰や、警告書の発出を行い、当該者の名称等を金融庁ウェブサイトにて公表しました（27年5月及び同年8月）。また当該情報を捜査当局に提供しました。
- ・ 上記の取組みにより、主に財務局等を通じて外部から寄せられる照会に対する対応等を適切に行ったことにより、行政対応の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。また、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う者への対応の結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容が正確かつ適時に開示されました。これにより投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断するために必要な正確な情報を得ることができるようになり、投資者保護が図られたものと考えています。

② I F R S任意適用の拡大促進

- ・ 企業会計審議会会計部会（27年4月、11月開催）において、「I F R S任意適用企業の拡大促進」、「I F R Sに関する国際的な意見発信の強化」、「日本基準の高品質化」、「国際的な会計人材の育成」について審議が行われました。
- ・ 『『日本再興戦略』改訂2015』（27年6月閣議決定）を受け、I F R S

の任意適用企業の更なる拡大促進のための施策として、IFRS適用企業やIFRSへの移行を検討している企業の実務に資する観点から、「国際会計基準（IFRS）に基づく連結財務諸表の開示例」の充実・改訂を行いました（28年3月公表）。

また、各上場企業のIFRSへの移行に係る検討に資する観点から、上場企業が決算短信の中の「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において開示しているIFRSの適用に関する検討状況について、東京証券取引所と連携して分析を行いました（27年9月、東京証券取引所において、『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容の分析について）を公表）。

- ・ 我が国によるIFRSに関する意見発信の一環として、企業会計基準委員会（ASBJ）において修正国際基準の公表が行われた（27年6月公表）ことを受けて、必要な関係府令等の改正を行いました（27年9月公布）。
- ・ ASBJと連携し、のれんの会計処理及びリサイクリングについて、我が国の考えるあるべきIFRSについての国際的な意見発信を継続して行いました。
- ・ ASBJにおける収益認識基準の高品質化に向けた検討を支援しました。ASBJにおいては、28年2月に収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見募集が公表されました。
- ・ 会計部会（27年11月開催）において、企業や監査法人等に対してIFRSに基づく会計監査の実務を担える人材や、国際的な場で意見発信できる人材の裾野の拡大の取組みを強化すべきであるとされました。今後は、関係機関等と連携して、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築するとともに、日本公認会計士協会を通じて、IFRSに基づく会計監査の実務を担える人材やその育成に係る各監査法人の状況について把握し、各監査法人に対して適切な取組みを促すなど、国際的な会計人材の育成に向けた取組みを進めていきます。
- ・ 関係者を含むこうした取組みにより、IFRS任意適用の拡大促進に寄与するものと考えられます。こうした関係者の取組みにより、IFRSの任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は着実に増加しており、27年度末のIFRS任意適用企業数は109社（26年度末75社）、全上場企業の時価総額の20.3%（26年度末18.5%）まで増加しています。

③ 包括的かつ機動的な市場監視

- ・ 一般投資家等からの情報受付については、出来るだけ多くの方から情報を提供してもらうためにポスターやリーフレットを用いて情報提供者への呼びかけを行った結果、証券監視委発足以来最高となる7,758件の情報を受け付けました。また、受け付けた情報の活用にあたっては、その重要性・有用性を勘案し、取引審査や調査、検査等へ活用するとともに、各取引所の上場審査及び上場管理に有用と判断した情報については積極的に情報提供を行う等、関係機関と連携した活用も行いました。
- ・ いわゆる「不公正ファイナンス」と呼ばれる不公正な有価証券の発行（増資等）や取引に対する監視の強化のため、問題のありそうな上場企

業に対するモニタリングや第三者割当増資によるファイナンスの分析を進めました。また、市場動向の背景を把握すべく、東京証券取引所マザーズ市場に上場後10年経過した銘柄が本則市場第二部へ移る際の問題等について分析しました。

- ・ 金融取引のグローバル化やIT技術の進展に伴う市場構造の変化や取引手法の高度化に対応するため、HFTを含むアルゴリズム取引等の実態把握や、海外のハッカーによるインサイダー取引の摘発事例の考察、米国債市場の相場急変動に係る考察等、幅広い分野の情報収集、分析を行いました。
- ・ 取引審査に係る事務の効率化により審査期間の短縮化を図るとともに、価格形成における審査において情報ツールを新規導入する等、よりの確かつ迅速に審査対象銘柄の選定を行うための選定方法の見直しを行い、効果的な取引審査の実施に取り組みました。
- ・ 取引審査に係る関係機関との連携については、自主規制機関、証券会社との情報の共有化を一層進めるとともに、各財務局等との情報共有や意見交換を充実させ、審査銘柄の選定に関して一体的な運用を行う等、更なる連携強化に努めました。
- ・ これらの幅広い情報に関する分析等の取組み及び取引審査に関する取組みは、発行市場、流通市場全体に向けた包括的かつ機動的な市場監視の実現に効果があったと考えています。

④ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引への対応

- ・ 証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引について、4件の課徴金納付命令勧告を行いました。事案の特徴として、市場を跨ぐ相場操縦事案や海外企業が我が国上場企業への公開買付に係る内部者取引事案など、新たな違反形態が見受けられました。地域別に見ると、台湾、米国、韓国、豪州に所在する者による違反行為であり、米国を除く3ヶ国・地域については、今回初めて勧告に至りました。我が国市場において、クロスボーダー取引が日常化している中、海外当局と緊密に連携しながら対処したことは、我が国市場の公正性・透明性の向上につながったと考えています。
- ・ 海外当局を訪問しての協議等や情報交換を積極的に実施したほか、必要に応じて電話会議を実施し、クロスボーダー取引にかかる調査等についての意見交換を日常的に行うなど、一層の連携強化を図りました。海外当局と積極的にコミュニケーションを図り、クロスボーダー取引にかかる調査等について意見交換を行ったことは、海外当局との緊密な関係構築のために必要な人材の育成及び海外当局との一層の連携強化につながっているものと考えています。

⑤ 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施

- ・ 証拠・資料の散逸を防ぐため、できるだけ早期に本格調査に着手するとともに、調査対象者が多数となる事案については、機動的、弾力的な調査チームの編成に努めたほか、情報技術専門官を積極的に活用し、電磁的記録の保全・復元・解析等（デジタルフォレンジック）を行い、違

反行為の立証に役立てました。

- ・ 26年4月から導入されている「情報伝達・取引推奨規制」に該当するものがないか調査・検証を行い、他人に利益を得させる等の目的をもって情報伝達を行ったと認められた事案3件について初めて課徴金勧告を行いました。
- ・ 近年の経済環境の変化などを背景に、法令上の決定事実・発生事実・決算情報には該当しないものの、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が公表され、株価が大きく変動する事案が認められていることから、バスケット条項の適用が可能な3事案について課徴金勧告を行いました。
- ・ 上場会社においては、内部者取引を未然に防止するための内部管理態勢の整備に務めてきていますが、依然として上場会社の役員や契約締結者等が関与する内部者取引が多数認められているため、内部者取引が行われた上場会社との間で、問題発生の根本原因と必要な再発防止策について情報交換を行い、問題認識の共有に努めました。
- ・ 相場操縦事案においては、証券取引所とPTS（私設取引市場）を跨いだ見せ玉を利用した手法や、自ら株価を引き上げるとともにインターネット上の株式掲示板へ多数の書き込みを行う手法等、新たな手法を用いた相場操縦行為が認められたことから、課徴金勧告を行いました。
- ・ 上記取組内容のとおり、迅速・効率的な取引調査を実施したことにより、市場の公正性・透明性の確保につながったものと考えています。

⑥ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

- ・ 27年度においては、大幅な業績下落からの回復を急ぐ余り、利益の前倒しや費用の繰延べ、引当金の過少計上等の手法を用いた不適正な会計処理が広範に継続されていた事案や、有価証券届出書における記述部分に虚偽記載が行われた事案等について6件の課徴金納付命令勧告を行いました。

他方で、重要な事項について虚偽記載等が認められなかった場合でも、証券監視委は必要に応じ、訂正の懲慥を行っており、その結果、企業が自発的に訂正を行った事例もありました。また、会社自らが、第三者委員会等を設置し、調査した上で開示書類が自発的に訂正された場合等について、必要に応じ、内部統制等に着目した実態把握のため開示検査を行ったほか、有価証券届出書等を提出せずに有価証券の募集又は売出しを行っている者に対し、財務局等から、当該行為を取り止めるよう警告書が発出された事案についても、金融庁関係部局と連携しつつ対応しました。

さらに、開示検査の実施においては、必要に応じ、虚偽記載等の原因についても究明し、検査対象企業と議論の上、改善を求めました。

こうした取組みにより、対象企業による正確な企業情報の市場への提供や、市場規律の強化につながったものと考えています。

- ・ 隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するため、市場内外の様々な情報を収集・分析しました。また、大規模上場企業における不適正会計の発見・抑止のため、上場企業の経営環境の変化等に伴う潜

在的なリスクに着目した情報収集・分析を開始しました。今後は、上場企業における開示の適正性等を検証するための態勢強化が必要であると考えています。

- 市場関連部局等との連携を進めるとともに、金融商品取引所や公認会計士協会等との間で、証券監視委の持つ問題意識や関連情報の共有を図りました。また、開示規制違反に係る勧告事例や自主訂正事案等について、事案の内容に応じ、特性等を分かりやすく対外的に情報発信したことで、市場参加者の自己規律の強化につながったものと考えています。

⑦ 課徴金制度の適切な運用

- 不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、審判官による審判手続を経て、47件の課徴金納付命令を行いました。

【課徴金納付命令件数】

(単位：件)

	不公正取引						有価証券報告書等の虚偽記載等			合計		
	インサイダー取引		相場操縦				法人	個人	法人	個人		
	法人	個人	法人	個人	法人	個人						
25年度	26	4	22	10	1	9	9	9	0	45	14	31
26年度	25	2	23	10	2	8	9	8	1	44	12	32
27年度	34	3	31	9	1	8	4	4	0	47	8	39

(出所) 総務企画局総務課審判手続室調

- 法令に基づき、適切に課徴金制度を運用しており、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資するものになっていると考えています。

⑧ 犯則事件に対する厳正な調査の実施

- 市場の公正性を害する犯則行為に対して、必要に応じて捜査当局等の関係機関と連携しつつ、厳正な調査を行いました。こうした調査の結果、27年度は、インサイダー取引事件2件、相場操縦事件1件、偽計事件1件、風説の流布・偽計及び大量保有報告書不提出事件1件、虚偽有価証券報告書提出事件3件の合計8件について告発を行いました。様々な形態の不公正取引等について告発したことにより、証券監視委が、引き続き、市場の公正性を害する行為を厳正に監視していることを示すことができました。また、その中には、金商法違反のみならず、それ以外の経済犯罪にもからむ事案、相場操縦と風説の流布・偽計を組み合わせた事案等の市場の公正性を害する犯則行為について、必要に応じて、捜査当局等の関係機関と連携し、実態の解明を行い、告発した事例もあり、こうした複合的な事案に対しても適切に対応できたものと考えています。

- クロスボーダーでの不公正取引を解明するため、国際的な情報交換等の枠組みに基づき、海外当局から調査に有用な情報を迅速かつ的確に収集し、国内の犯則調査に役立てたほか、担当事案に関する海外当局の調査等を的確に支援できるように、機動的に会合を行うなど、常に海外当局との連携を密にし、協力関係の強化に取り組みました。このように、国

際的な情報交換の枠組みに基づき、海外当局と密接に連携し、クロスボーダーでの不公正取引の実態解明、実効性のある監視を強化していると考えています。

- ・ IT化が進展する中で、犯則事件の調査において、デジタルフォレンジックは必要不可欠であり、更なる充実、高度化が求められる中、近年、人員の確保及び新たな機器やソフトウェアの導入等、デジタルフォレンジックに係る態勢の充実等を図ってきました。27年度においては、外部研修への参加や部内研修の実施を通じて、新たな機器やソフトウェアを用いたデータ分析等のノウハウの向上、共有化に努めました。デジタルフォレンジックに係る態勢の充実については、研修の実施等により、新たに導入した機器やソフトウェアを活用するスキルが部内で幅広く共有され、犯則行為にかかる情報の収集・分析等を迅速に行うことが可能となり、犯則調査の効率化につながっていると考えています。

⑨ 自主規制機関との適切な連携

- ・ 上記測定指標⑨に書いたように、金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等を受け、自主規制機関と連携して、各業界における課題の検討等を行ったことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に資する取組みであったと考えています。

⑩ 市場参加者の規律強化に向けた取組み

投資者保護を図るためには、違法行為の未然防止が最も効果的であり、自主規制機関を含む市場関係者等による自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化を通じて、こうした効果が得られるよう、証券監視委は市場関係者との対話・認識の共有をプロアクティブに実施しました。

- ・ 投資者保護に係る連携対象の拡大

証券監視委では、これまでも取引所や証券業協会といった自主規制機関等の市場関係者と日常的な情報交換や定期的な意見交換を実施し、緊密な連携を図ってきましたが、27年度においては、上場企業による不適切な会計処理に伴う有価証券報告書等の虚偽記載等の根本原因として、監査役監査機能を含むコーポレート・ガバナンスの問題が考えられることから、新たに日本監査役協会と意見交換等を実施したほか、証券監視委が行う監視活動に関する各分野に知見を有する弁護士と意見交換等を実施するなど、投資者保護等の観点から、広く市場関係者との問題意識や情報の共有に努めました。

- ・ 近畿財務局及び日本取引所における証券取引等監視委員会の開催

証券監視委が市場を「監視していること」について市場参加者の認識度を高め、市場規律の強化を図ることを目的として、27年11月に、近畿財務局において、首都圏以外では初となる証券取引等監視委員会を開催しました。併せて、大阪地検、大阪国税局、大阪府警、大阪弁護士会及び日本公認会計士協会近畿会等を訪問し意見交換を実施するなど、関係機関との連携強化を図るとともに、問題意識の共有を行いました。上記取組みについての趣旨等について、同日、地元記者向けに記者レクを実施することにより、近畿地区に在住する投資家等に対して、証券監視委が「監視していること」についての認識度の向上を図りました。

また、27年11月には、外部機関においては初となる証券取引等監視委員会を日本取引所において開催し、日本取引所自主規制法人と意見交換を実施し、同法人の活動状況の報告を受けるとともに、市場監視に係る双方の問題意識や情報の共有を行いました。

・報道機関等を通じた情報発信

証券監視委では、告発・勧告等を行った事案の公表にあたって、違反行為の未然防止に資する観点から事案の内容及び問題点が的確に伝わるよう、事案の意義・特徴や発生原因等を分かりやすく説明することで、事案の正確な理解と報道につながるよう努めました。さらに、新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体からの取材・寄稿等の依頼に対しても、積極的に対応しました。

また、28年3月に証券監視委パンフレットについて、メッセージの明確化を図り、利用者に届きやすい内容となるよう構成・内容について大幅な見直しを行いました。加えて、毎月配信している監視委メルマガについては、勧告・告発した事案について、それらの意義・特徴や発生原因等を盛り込み、事案の内容や問題点等が的確に伝わるよう広報内容の拡充に努めました。

首都圏以外で初めて近畿財務局で監視委員会を開催したことは、証券監視委が市場を「監視していること」について市場参加者の認識度を高め、新たな連携先を拡大し、外部機関で初めて取引所で監視委員会を開催したことは、市場における課題等について、広く市場関係者と認識の共有を図ることができたと考えています。上記取組みは市場規律の強化の観点から有効であったと考えています。

また、市場規律の強化を図る上で重要な役割を持つ諸団体に対する講演や各種広報媒体への寄稿、メールマガジンの発行等を通じて、証券監視委の活動状況や問題意識等について、幅広く情報発信に取り組んだことは、証券監視委の活動に対する理解と関心がより深められたと考えています。さらに、告発・勧告事案について、その内容を分かりやすく説明するように努めたことは、その事案が持つ意義やその社会的背景を含めた正確な報道を通じて、市場参加者等に対し、事案の理解を深め、不公正取引の未然防止など市場規律の強化につながったものと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	282	253	260	222
		補正予算	▲14	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	268	253		
執行額(百万円)		154	152			

学識経験を有する者の知見の活用	第25回 政策評価に関する有識者会議(28年6月8日)
-----------------	-----------------------------

<p>政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報</p>	<p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計審議会 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/top.html) ・ 企業会計審議会 事務局「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」の公表について（金融庁 25年6月20日公表） ・ 首相官邸 「日本再興戦略」の改訂 (http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c001) ・ 「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」の公表（企業会計基準委員会 28年2月4日公表） <p>【測定指標③～⑥、⑧～⑩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第8期 証券取引等監視委員会の活動方針（公正な市場の確立に向けて）（証券取引等監視委員会 26年1月21日公表） ・ 証券取引等監視委員会の取組み (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/index.htm) <p>【測定指標⑦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「課徴金納付命令等一覧」 (http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/27.html) <p>【測定指標⑨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本証券業協会「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」 (http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/toushikanyuu.html) ・ 日本証券業協会「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」 (http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/20120515102357.html)
<p>担当部局名</p>	<p>証券取引等監視委員会事務局 総務企画局 総務課審判手続室、市場課、企業開示課 監督局証券課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成 28 年 6 月</p>

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備				
評価方式		総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	③（Ⅲ-4）
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	27,037	27,308	26,852	26,938	25,316
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	27,037	27,308	26,852		
執行額（千円）		24,536	24,067	7,797		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○政策評価結果を踏まえ、効率的かつ効果的な検査を実施し、各社のビジネスモデルやそれに由来するリスク、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントを強化することで、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を行う必要があり、法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生している事実が確認された金融商品取引業者等に対し、引き続き、厳正かつ迅速な行政処分の勧告を行う。また、併せて、行政処分の勧告内容の公表を引き続き行うことによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を行っていく必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みを行っていく必要があることから、引き続き予算を要求。</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備					番号	③（Ⅲ-4）	予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項					
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費		金融市場整備推進に必要な経費	26,938	25,316	
	●	2								
	●	3								
	●	4								
	小計								26,938	25,316
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計									
対応表において○となっているもの	○	1								
	○	2								
	○	3								
	○	4								
	小計									
対応表において◇となっているもの	◇	1								
	◇	2								
	◇	3								
	◇	4								
	小計									
合計								26,938	25,316	

平成 27 年度 実績評価書

金融庁 27(施策Ⅲ-4)

施策名	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
施策の概要	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態把握を図る。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況の適切なフォローアップを図る。
達成すべき目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方・根拠	市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る。 【根拠】 ・ 金融商品取引法第51条、第56条2項 等 ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ・ 平成 27 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

測定指標		
指標①	内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施	【 達成 】
27 年度 目標	内外の経済・金融環境の変化を踏まえ、効率的かつ効果的な監督を実施する	
27 年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内外の経済・金融環境の変化を踏まえたビジネスモデルの持続可能性について、大手証券会社グループの社外取締役や執行役員等と議論を行いました。 ・ 適格機関投資家等特例業務の制度の見直しを内容とした「金融商品取引法の一部を改正する法律」の公布・施行を行うとともに、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行いました（28 年 3 月）。 ・ 証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた 17 件について、検査結果の公表等を行いました。また、当該 17 件を含め、金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者 23 社について、事前に警告書を発出したうえで、社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行いました。 	
指標②	[主要]検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施	【 達成 】
27 年度 目標	検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査を実施する	
27 年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督部局との連携を一層強化し、オン・オフ一体のモニタリングを推進するなど、効率的・効果的かつ実行性ある検査に努めました。 ・ 金融商品取引業者について、社債の発行会社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま社債の販売を継続していた事案等、重大な法令 	

	<p>違反等が認められた事案に対しては、行政処分を求める勧告を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者について、金商法違反行為等が認められた事案に対しては、禁止命令等の申立て（金商法第 192 条）、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行いました。
指標③ 政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携	
	【 達成 】
27 年度 目 標	政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う
27 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、アナリスト行動規制関連について検討を行い（金融庁はオブザーバー参加）、今後、検討結果を取りまとめた上で必要な規則等の見直しを行う予定です。 日本証券業協会と連携し、全協会員に対し、「高齢顧客との取引」に関するアンケートを実施しました。その上で、日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、高齢顧客への投資勧誘について検討を行い（金融庁はオブザーバー参加）、今後、検討結果を取りまとめ、必要な規則等の見直しを行う予定です。 日本証券業協会と連携し、東京証券取引所が主幹事候補証券として挙げている 16 社に対し、「新規公開の品質向上に向けた対応状況」に関するアンケートを実施し、アンケート結果を取りまとめ、各社の取組状況や先進的な取組などを周知しました。 第二種金融業品取引業協会と連携しつつ、第二種金融商品取引業者の協会加入促進を行った結果、28 年 3 月時点において協会員数は 372 者に増加しました（27 年 3 月の加盟会員数 91 者）。 金融先物取引業協会と連携し、F X 取扱会員に為替変動リスクに関する統一的なストレス・テストの実施を促しました。

参考指標	
指標① 金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数>	
27 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月にかけて、22 社に対する行政処分を公表しました。
指標② 各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況<受付件数等>	
27 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 苦情受付件数：1,374 件

指標③ 証券検査実施状況<内容・件数>

27年度 実績	区 分	25年度	26年度	27年度
	第一種金融商品取引業者	69	77	61
	第二種金融商品取引業者	108	72	32
	投資助言・代理業者	29	42	28
	投資運用業者	16	15	7
	登録金融機関	9	1	1
	適格機関投資家等特例業務届出者	23	31	30
	金融商品仲介業者	8	18	19
	信用格付業者	0	2	0
	自主規制機関等	3	3	3
	投資法人	3	2	1
	その他	3	3	3
	合 計	271	266	185

指標④ 証券検査に係る行政処分等の勧告の実施状況<内容・件数>

27年度 実績	25年度	26年度	27年度
	18	16	18

指標⑤ 証券検査における金融商品取引業者等に対する法令遵守等の不備に係る通知の実施状況<内容・件数>

27年度 実績	区 分	25年度	26年度	27年度
	問題が認められた業者等の数	118	105	72
	適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果の公表	11	17	17

評価結果

目標達成度合い の測定結果	B (相当程度進展あり)
	<p>【判断根拠】 金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者に対し、行政処分を行うなど、金融商品取引業者における業務運営体制の改善に向けた取組みを進めました。また、内外の経済・金融環境の変化を踏まえたビジネスモデルの持続可能性について、大手証券会社グループの社外取締役や執行役員等と議論を行いました。</p> <p>また、適格機関投資家等特例業務の制度の見直しを内容とした「金融商品取引法の一部を改正する法律」の公布・施行を行うとともに、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行いました。</p> <p>さらに、日本証券業協会や第二種金融商品取引業協会、金融先物取引業協会と連携し、各業界における課題の検討等を</p>

<p>目標達成度合い の測定結果</p>	<p>行いました。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査を行い、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を求める勧告等を行いました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、自主規制機関等の連携を一層強化するとともに、金融商品取引業者等の業態及び規模・特性等を踏まえつつ、そのビジネスモデルやそれに由来するリスク、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントを強化し、オン・オフ一体のモニタリングを実施した上で必要な検査・監督を実施していくために、モニタリング態勢の見直しを行っている最中であり、施策の目標と照らし合わせてみると、引き続き改善すべき課題があることから、「B」評価としました。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 市場仲介機能が適切に発揮されるためには、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 監督部局と検査部局の緊密な連携等により、様々な情報を収集・分析して検査対象先の業態その他の特性を踏まえたリスク・ベースの検査を効率的に実施し、問題が認められた金融商品取引業者等に対して速やかに行政処分を行ったり、他の金融商品取引業者等での同様の事案の発生を抑制するための事実関係等の公表などを行うことは、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境を整備するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。</p> <p>【有効性】 監督部局と検査部局との間で情報共有を行い、迅速に検査を実施して早期に実態を解明し、的確に行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等による再発防止策の策定やそれに基づく業務改善の状況を適時適切にフォローアップすることにより、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営に資することができたと考えています。</p>
<p>今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融商品取引業者等について、自主規制機関等の連携を一層強化するとともに、各社の業態及び規模・特性等を踏まえつつ、そのビジネスモデルやそれに由来するリスク、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントを強化し、オン・オフ一体のモニタリングを実施した上で、必要な検査・監督を実施していく必要があります。</p> <p>【施策】 金融取引が高度化・複雑化し、市場が激しく変動する中で、市場仲介機能が適切に発揮されるためには、引き続き、オン・オフ一体となった効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、各社のビジネスモデルやそれに由来するリスク、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントを強化することで、金融商品取引業者等の業務の健</p>

今後の課題・
次期目標等への
反映の方向性

全かつ適切な運営の確保を行う必要があります。法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生している事実が確認された金融商品取引業者等に対し、引き続き、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。併せて、行政処分の内容の公表や、監督指針の整備等を引き続き講じることによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を行っていく必要があります。

また、引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があります。

- 【測定指標】
- ① 金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するためには、法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生している事実が確認された金融商品取引業者等に対し、引き続き、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。併せて、行政処分の内容の公表や、監督指針の整備等を引き続き講じることによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を行っていく必要があります。また、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントの強化を図る必要があります。
 - ② オン・オフ一体のモニタリングを更に推進するとともに、情報収集・分析の充実を図ります。
 - ③ 市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていくため、引き続き、自主規制機関との適切な連携を図っていく必要があります。

主な事務事業の取組内容・評価

① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施

- ・ 大規模証券会社グループ等については、リアルタイムの問題点の把握と具体的な対応を求めることで、オン・オフ一体となった切れ目のない監督を行うことが出来たと考えます。
- ・ 適格機関投資家等特例業務の制度の見直しを内容とした「金融商品取引法の一部を改正する法律」の公布・施行を行うとともに、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行いました（28年3月）。
法律や監督指針を改正したことにより、適格機関投資家等特例業務届出者の規制・監督の枠組みをより強化することができたと考えます。
- ・ 金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた事例について、事前に警告書を発出した上で、

社名・代表者名・法令違反行為等を公表するとともに、関係機関に情報提供を行うことにより、金融商品取引業者等の健全かつ適切な業務運営が果たせたと考えます。

② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

証券監視委は、「平成 27 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」に基づき、次のような取組みを行い、効率的かつ効果的な検査の実施に努めました。

- ・ 検査対象先の選定に当たっては、情報の収集先の拡大を図り、積極的に情報を収集するとともに、業者横断的なリスク分析等の深度ある事前分析を行い、検査実施の優先度の判断及び着眼点の絞り込みに活用しました。検査対象業者数の拡大・多様化に対応すべく、情報の収集・分析体制を強化し、業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づき検査対象先の選定を行うとともに、検査で認められた重大な法令違反等について行政処分勧告や検査結果の公表等の適切な対応を行ったことは、拡大する検査対象に対して、効率的・効果的な検査が実施できたものと考えています。
- ・ 臨店検査においては、検査対象先の自主的な改善努力が図られるよう、法令違反行為等を指摘するだけでなく、検査対象先との双方向の対話を通じ、内部管理やリスク管理等についての業務運営上の問題点等に係る認識の共有を図るとともに、検査対象先のビジネスモデルやガバナンス等の根本原因の究明に努めました。これらの取組は、検査対象先の自己規律の向上に資するものと考えています。
- ・ 監督部局によるオフサイトのモニタリングにより法令違反等のおそれが認められた業者に対して迅速に検査を実施したほか、検査で把握した問題点については、オフサイトのモニタリングや的確な行政処分等に資するため監督部局へ情報提供を行い、問題意識の共有を図りました。監督部局との間での情報や問題意識等のタイムリーな共有により、問題業者に対し早期に検査を実施し、的確な行政処分等に繋げたことは、効率的かつ効果的な検査の実施に資するものと考えています。
- ・ 大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対しては、経営の健全性・リスク管理等をより詳細に把握・検証するため、監督部局と共同でヒアリングを行うなど連携を強化し、その中で抽出した検証テーマを中心にオンサイト検証を実施することで、年間を通じて効率的な検査・モニタリングの推進に努めました。また、監督部局と証券監視委の間において、業務の重複をできるだけ少なくする等、検査・モニタリングの改善を図りました。さらに、財務局が実施する検査について、証券監視委において検査の計画段階から終了まで密接に関与するとともに、複数の財務局を跨る問題に対しては、証券監視委において財務局間の情報共有、戦略立案等の調整を行いました。これらの取組は、効率的かつ効果的な検査の実施に資するものと考えています。
- ・ 登録を受けずに詐欺的な営業を行う無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、迅速に調査・検査に着手し、その結果重大な法令違反行為が認められた場合には、検査結果の公表や裁判所への金

	<p>商法違反行為の差止め命令の申立てを行うなど、被害の拡大防止のための適切な措置を講じました。また、適格機関投資家等特例業務届出者が運営するファンドに出資する適格機関投資家等に着目した検査に着手し、その結果重大な法令違反行為が認められた場合は、検査結果の公表を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の適格機関投資家等特例業務届出者や無登録業者に対する調査・検査において、電磁的記録の保全・復元・解析等の作業技術（デジタルフォレンジック）を活用した検査を実施しました。これらの取組は、法令違反行為の実態の早期解明及び被害の拡大防止に貢献できたものと考えています。 ・ 証券検査の事例の分析を行い、四半期ごとに監視委員会ウェブサイトにおいて「金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」として公表し、また公表に合わせて各協会に対し、協会員への周知を依頼するなど、金融商品取引業者等の自主的な規律付けへの働きかけを行いました。これらの取組は、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営及び投資者保護に寄与したものと考えています。
③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等を受け、自主規制機関と連携して、各種改善策の検討や協会への加入促進、ストレス・テストの実施を促したことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に資する取組みであったと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	27	27	27	27
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	27	27		
執行額(百万円)		25	24			

学識経験を有する者の知見の活用	第25回 政策評価に関する有識者会議（28年6月8日）
-----------------	-----------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（金融庁 28年3月1日公表） ・ 金融商品取引法の一部を改正する法律（27年5月27日成立） ・ 警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について（金融庁 28年3月18日公表） <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第8期 証券取引等監視委員会の活動方針（公正な市場の確立に向けて）（証券取引等監視委員会 26年1月21日公表）
---------------------------	---

<p>政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画（証券取引等監視委員会 27 年 4 月 3 日公表） ・金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告の実施状況、適格機関投資家等に対する検査結果等の公表の実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/s_kensa.htm) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」 (http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/toushikanyuu.html) ・日本証券業協会「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」 (http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/20120515102357.html) <p>【参考指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政処分事例集（28 年 3 月末時点）（金融庁 28 年 4 月 20 日公表）
--	--

<p>担当部局名</p>	<p>証券取引等監視委員会事務局 監督局証券課</p>
--------------	---------------------------------

<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成 28 年 6 月</p>
-----------------	--------------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		市場機能の発揮の基礎となる会計監査に関する制度・環境整備				
評価方式		総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	③（Ⅲ-5）
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	106,866	103,673	112,025	101,206	105,074
	補正予算（千円）			△ 6,700		
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	106,866	103,673	105,325		
執行額（千円）		75,098	78,410	78,819		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○政策評価結果を踏まえ、財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等に対して、厳正な処分を行うなど、引き続き、適正な監督を実施していく必要があることから、予算を要求。 また、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進を図る必要があることから予算を要求。</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	市場機能の発揮の基礎となる会計監査に関する制度・環境整備					番号	③（Ⅲ-5）	予算額		(千円)	政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項						
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費		金融市場整備推進に必要な経費	101,206	105,074		
	●	2									
	●	3									
	●	4									
	小計								101,206	105,074	
対応表において◆となっているもの	◆	1									
	◆	2									
	◆	3									
	◆	4									
	小計										
対応表において○となっているもの	○	1									
	○	2									
	○	3									
	○	4									
	小計										
対応表において◇となっているもの	◇	1									
	◇	2									
	◇	3									
	◇	4									
	小計										
合計								101,206	105,074		

平成 27 年度 実績評価書

金融庁 27(施策Ⅲ-5)

施策名	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
施策の概要	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備の要否の検討、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進に係る取組みを図ることとしている。
達成すべき目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること
目標設定の考え方・根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】 ・公認会計士法第 1 条、第 1 条の 2 等

測定指標		
指標① 監査基準等の整備に向けた取組み状況		【 達成 】
27 年度 目 標	国際的な議論も踏まえ、監査基準等の整備に向けた取組みを実施	
27 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し、会計監査の信頼性確保のために必要な取組みについて議論を行いました。同懇談会からは、監査基準を含む規制・基準を監査の現場に十分に定着させ、適正な監査を確保するための態勢整備が必要であるとして、監査法人のガバナンス・コードを策定すべきである等の提言を得ました。 ・ 国際的な動向を踏まえ、日本公認会計士協会と意思疎通を確保しつつ、日本公認会計士協会において監査の実務指針等が適切に策定されるよう促しました。 ・ また、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行いました。 こうした取組みにより、適正な会計監査の確保のための態勢整備が、着実に進展したものと考えます。 	
指標② [主要]公認会計士・監査法人等に対する適切な監督		【 達成 】
27 年度 目 標	虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施	
27 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行う等、適切な監督を実施しました。 ・ 適切な監査の実施に資するため、日本公認会計士協会を通じて、有価証券報告書レビューの結果を踏まえた有価証券報告書作成に係る留意点を監査法人等に周知しました。 こうした取組みは、監査法人等に質の高い監査を促し、ひいては企業の財務情報の信頼性の向上に資するものであると考えています。 	

指標③ [主要]品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況		【 達成 】
27年度 目 標	監査法人等における監査品質の一層の向上に向け、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の的確な実施	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理レビューを適正に審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して報告徴収を行い、品質管理レビューの改善勧告に対する改善計画の実施状況等について検証しました（平成27年度報告徴収件数は、レビュー実施件数89件のうち58件（実施率65.2%、前年度72.0%））。 審査結果等を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査法人等に対して検査を実施し、そのすべての問題点を指摘して改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査法人等については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました（27年度検査件数9件・勧告件数4件） 	
指標④ 海外監査監督当局との協力・連携状況		【 達成 】
27年度 目 標	我が国会計・監査制度に対する国際的な信頼の確保に向けた海外監査監督当局との連携強化	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）の第15回本会合（台北）、第3回中間会合（東京）及び各ワーキング・グループにおいて、積極的に議論に参加・貢献するとともに、とりわけ執行ワーキング・グループにおいては、日本が議長を務め議論をリードしました。また、審査会から米国公開会社会計監督委員会（P C A O B）に対する検査官の派遣や海外当局との監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉等を通じ、諸外国の監査監督当局との連携を強化しました。 I F I A Rの常設事務局の設立にあたり、東京への招致活動を実施しました。この結果、28年4月、I F I A Rロンドン本会合にて常設事務局を東京に設置することが決定しました。 	
指標⑤ 受験者等への情報発信の拡大		【 達成 】
27年度 目 標	多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、全国の大学等で公認会計士の使命や資本市場における会計及び監査の重要性等をテーマとした講演を行っており、27年度においては大学生等を対象とする全国16大学（延べ17回）で実施しました。また、受験者のすそ野の拡大を図る観点から、受験勉強を始める前の高校生等の若年層向けに商業高校や商業科が設置されている高校、大学の系列高校を中心に全国10高等学校等で、会計・監査や公認会計士資格に関する講演を実施しました。 情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や試験の概要等を掲載した試験パンフレットの改訂を行い、上記講演等において配布を行ったほか、審査会ウェブサイトに掲載しました。 <p>なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、引き続き、試験問題、受験者数、合格者数、得点階層分布等の公表を行いました。</p>	

指標⑥ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況		【 達成 】
27年度 目 標	公認会計士等の活動等に向けた施策の実施や公認会計士資格の魅力向上に向けた検討の実施	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大手監査法人等との間で、公認会計士資格の魅力の向上策等について意見交換を行いました。 ・ 我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、全国の大学等において講演会を実施するなど、一層の広報活動の充実に取り組みました。 	

参考指標

指標① 公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数>		
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁では、監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行っており、27年度は、以下の件数の行政処分を行いました。 【公認会計士法に基づく行政処分】 監査法人に対する処分 6 法人 公認会計士に対する懲戒処分 42 名 ・ なお、監査法人に対する処分（6 法人）のうち1 法人については、虚偽証明等の違反行為に対して、審判官による審判手続を経て、課徴金納付命令を行いました。 	
指標② 監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数>		
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度は4件（26年度 5件）。 	
指標③ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数		
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会トップページ 年間件数：27年度 428,939件（26年度 492,244件） 月間平均件数：27年度 35,745件（26年度 41,020件） ・ 公認会計士試験関係 年間件数：27年度 224,704件（26年度 205,899件） 月間平均件数：27年度 18,725件（26年度 17,158件） ※ システムに不具合があった影響等により、27年6月、28年1月及び同年2月のアクセス件数が正確に入手できませんでした。 	

評価結果

目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり）	
	<p>【判断根拠】 「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し、会計監査の信頼性確保のための取組みについての提言を得るとともに、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うなど、適正な会計監査の確保に向けた取組みを実施しました。</p> <p>公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な検査・監督を行いました。また、近時、上場大企業における不正な会計が行われ、大手監査法人による監査も十分機能していなかったという事案発生を踏まえ、審査会検査の実効性向上策をまとめ、公</p>	

<p>目標達成度合い の測定結果</p>	<p>表しました。</p> <p>I F I A Rを中心とした国際会議において積極的に議論に貢献するとともに、情報交換枠組みの締結に向けた交渉や各国の監査監督方針に関する意見交換等を通じて、海外当局との協力・連携を強化しました。また、I F I A R常設事務局の東京招致に成功しました。</p> <p>多様な人材に公認会計士試験の受験を広く促す観点から、会計・監査の重要性や公認会計士の使命等をテーマとした講演を実施するとともに、公認会計士試験パンフレットの見直しを行うなど、受験者等への情報発信の強化に努めました。</p> <p>測定指標に掲げた目標は全て達成することができましたが、近時、上場大企業における不正が行われ、大手監査法人による監査も十分機能していなかったという事案の発生などを踏まえ、引き続き、①「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言を受けた会計監査の信頼性確保に向けた取組みや、②審査会が公表した検査の実効性向上策に基づく取組みを行っていく必要があります。</p> <p>以上のことから、測定結果は「B」としました。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されることが、我が国の資本市場の活性化、国際的競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、会計監査に関する制度・環境整備を進めることが必要です。</p> <p>【効率性】 適正な会計監査の確保のため、金融庁及び公認会計士・監査審査会が監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することが施策効果を効率的に実現する手段であると考えています。</p> <p>【有効性】 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査結果事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保に一定の効果が上がっていると考えています。</p>

<p>今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 上述のとおり、適正な会計監査の確保に向けて取組みを行ったものの、監査の品質の向上と実効性の確保には課題が残されています。</p> <p>【施策】 会計監査に関する制度・環境整備は一定程度進捗しているものと考えられますが、引き続き適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されることを目指す必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言や国際的な議論を踏まえ、引き続き、適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組みを行っていく必要があります。 ② 財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等に対して、厳正な処分を行うなど、引き続き、適正な監督を実施していく必要があります。 ③ 引き続き適正な会計監査の確保に資するよう、品質管理レビューのより適正な審査及び監査法人等に対するより実効的な検査を実施していく必要があります。 ④ 引き続き I F I A R 関連活動等への積極的な関与・貢献を行うとともに、海外監査監督当局との緊密な協力・連携を図る必要があります。また、I F I A R 常設事務局の東京設置の決定を受けて、同事務局の開設を円滑に行うため、必要な支援を実施する必要があります。 ⑤ 公認会計士試験に多様な人々が挑戦していただくことを促すため、引き続き講演会等の広報活動の充実や受験者にとって有益と考えられる情報提供に取り組んでいく必要があります。 ⑥ 引き続き、日本公認会計士協会や経済界等と連携しつつ、制度改正に限定されない幅広い観点から、優秀な会計人材確保に向けて議論を深める必要があります。
--------------------------------------	--

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 監査基準等の整備に向けた取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し、会計監査の信頼性確保のために必要な取組みについて議論を行いました。同懇談会からは、監査基準を含む規制・基準を監査の現場に十分に定着させ、適正な監査を確保するための態勢整備が必要であるとして、監査法人のガバナンス・コードを策定すべきである、当局と大手・準大手監査法人との定期的な対話の機会を設けるべきである等の提言を得ました。 ・ 国際的な動向を踏まえ、日本公認会計士協会と意思疎通を確保しつつ、日本公認会計士協会において監査の実務指針等が適切に策定されるよう促しました。 ・ また、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行いました。 ・ こうした取組みにより、適正な会計監査の確保のための態勢整備が、

	<p>着実に進展したものと考えます。</p>
② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人等の非違事例等について、27年度は、監査法人6法人、公認会計士42人に対し、公認会計士法に基づく厳正な処分を行いました。また、日本公認会計士協会を通じて、有価証券報告書レビューの結果を踏まえた有価証券報告書作成に係る留意点を監査法人等に周知しました。 ・ 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を行うためのこうした取組みは、監査法人等に質の高い監査を促し、ひいては企業の財務情報の信頼性の向上に資するものであると考えています。
③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成27年度監査事務所等モニタリング基本計画（審査・検査基本計画）」に基づき、日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果を審査し、その審査結果を踏まえ、報告徴収の実施、又は、必要かつ適当であると認められた監査事務所に対して検査を実施するとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査事務所については金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行いました。 ・ 最近の監査を取り巻く環境変化を踏まえ、審査・検査のより一層の充実・強化を図るため、関係機関等と連携を密にし、監査法人等に関する幅広い情報の収集・分析を行いました。 ・ 監査事務所の態様に応じた検査計画の策定や検査の実施を行いました。また、近時、上場大企業における不正な会計が行われ、大手監査法人による監査も十分機能していなかったという事案発生を踏まえ、審査会検査の実効性向上策をまとめ、公表しました。
④ 海外監査監督当局との協力・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ I F I A R 関連会合や各ワーキング・グループへの積極的な参加を通じ、様々な課題等に関する議論に積極的に貢献しました。また、審査会から P C A O B への検査官の派遣や監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との緊密な協力・連携を図りました。 ・ I F I A R の常設事務局の設立にあたり、東京への招致活動を実施しました。この結果、28年4月、I F I A R ロンドン本会合にて常設事務局を東京に設置することが決定しました。 ・ 監査・会計制度に係る国際的な議論の動向をフォローし、審査・検査の高度化につなげています。
⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、全国の大学等に加えて高校生等若年層に対し、会計・監査に係る講演を行うなど、一層の広報活動に取り組みました。このことは、監査業務を担う公認会計士という職業に関心を持つ者の拡大に寄与したものと考えております。さらに、多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促すためには、引き続き、会計・監査や公認会計士資格に関し、高校生等若年層に加えて女性に向けた広報活動を協会等と連携して推進することが必要であると考えています。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	107	104	112	101
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合 計	107	104		
執行額 (百万円)		75	75			

学識経験を有する者の知見の活用	第 25 回 政策評価に関する有識者会議 (28 年 6 月 8 日)
-----------------	-------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言 (金融庁 28 年 3 月 8 日公表) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公認会計士・監査審査会の活動状況」(公認会計士・監査審査会 27 年 8 月 7 日公表) ・「監査事務所検査結果事例集の公表について」(公認会計士・監査審査会 27 年 7 月 21 日公表) ・『「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上～大規模監査法人を中心に～」の公表について』(公認会計士・監査審査会 28 年 3 月 24 日公表) ・「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(金融庁、公認会計士・監査審査会 21 年 9 月 14 日公表) ・「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(公認会計士・監査審査会 22 年 1 月 14 日公表) <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士・監査審査会「国際関係」 (http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/index2.html) <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について(公認会計士・監査審査会 27 年 6 月 19 日公表) ・平成 27 年公認会計士試験論文式試験の試験問題及び答案用紙について (公認会計士・監査審査会 27 年 8 月 24 日公表) ・平成 27 年公認会計士試験の合格発表について (公認会計士・監査審査会 27 年 11 月 13 日公表) ・平成 28 年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の合格発表について(公認会計士・監査審査会 28 年 1 月 12 日公表) ・公認会計士・監査審査会「講演等」 (http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/kouen.html)
---------------------------	--

担当部局名	公認会計士・監査審査会事務局 総務企画局 企業開示課、総務課審判手続室
-------	---

政策評価実施時期	平成 28 年 6 月
----------	-------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調				
評価方式		総合 ・ 実績事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	④（IV-2）
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	136,129	232,099	287,868	257,122	324,045
	補正予算（千円）	△ 849	△ 310	△ 234		
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	135,280	231,789	287,634		
執行額（千円）		129,195	201,981	204,773		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○政策評価結果を踏まえ、日本企業や金融機関の事業展開を支援・促進するため、民間企業や対象国のニーズを的確に把握し、アジア諸国に対する金融インフラ整備支援や規制緩和要望等の取組みをより一層充実させていく必要がある。また、グローバル金融連携センター等を通じて、アジア諸国をはじめとし、中東やアフリカ、ラテン・アメリカ等の海外金融当局との連携を一層強化するとともに、受け入れた研究員のフォローアップを実施する必要があることから、予算を要求。</p>				

政策評価調書（個別票2）

政策名	アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調					番号	④（IV-2）		(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融政策推進に必要な経費	133,287	180,072	
	●	2	一般	金融庁	金融政策費	経済協力に必要な経費	123,835	143,973	
	●	3							
	●	4							
	小計						257,122	324,045	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計						257,122	324,045		

平成 27 年度 実績評価書

金融庁 27(施策Ⅳ-2)

施策名	アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
施策の概要	アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のこれらの新興国における活動を金融面で支援し、これらの新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込むため、アジア諸国をはじめとする新興国における金融インフラ整備支援、金融・資本市場の規制緩和の促進及びアジア金融連携センター（A F P A C）のグローバル金融連携センター（仮称）への改組及びその運営等の取組みを実施する
達成すべき目標	アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のこれらの新興国における活動を金融面で支援し、これらの新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込む
目標設定の考え方・根拠	<p>日本の成長強化のためには、日本企業及び金融機関のアジアをはじめとする新興国における事業展開の円滑化を通じ、これらの新興国の成長力を取り込む必要がある。</p> <p>こうした観点から、日本企業及び金融機関の事業展開の促進並びに新興国の成長力基盤の強化に資する、金融インフラの一層の整備を支援する。あわせて金融規制の緩和を促す。</p> <p>また、環太平洋パートナーシップ（T P P）をはじめとする経済連携協定（E P A）に係る金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定） ・ 「日本再興戦略」改訂2014 -未来への挑戦-（26年6月24日閣議決定）

測定指標	
指標①	当局間の関係強化に向けた取組状況
27年度 目 標	<p>二国間金融協議やアジア／グローバル金融連携センターの運営を通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、具体的な技術協力の方向性・内容を決定する対話機会の確保</p>
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミャンマー、タイ、インドネシア、ベトナム及びモンゴル等の金融当局との間の覚書締結・書簡交換に続き、27年6月にカンボジア国立銀行（N B C）、カンボジア証券取引委員会（S E C C）との間でそれぞれ金融技術協力に係る書簡交換（E O L）を実施し、長期的な協力枠組みを構築しました。また、こうした金融当局との間でハイレベルの意見交換を実施するなど、アジア諸国との関係を強化しました。 ・ アジア諸国の金融当局との連携強化等を主な目的とした「アジア金融連携センター」を26年4月に設置して以降、アジア諸国の金融当局者を

	<p>順次招聘し、28年3月末までに計39名の研究員・インターン生がプログラムを修了しました（27年度では24名）。また、28年4月の「グローバル金融連携センター」（GLOPAC）への改組に合わせ、同年2月には、中東（ドバイ）・アフリカ（ボツワナ）を含む9名の研究員の受入を開始しました。同センターに招聘した研究員との意見交換や研究員によるプレゼンテーション等の機会を通じ、アジア諸国の金融・資本市場における諸課題を学びつつ、外部機関等とも連携しながら各研究員のニーズ・関心に応じたプログラムを提供する等、実効的な金融技術支援を推進するとともに、アジア諸国の金融当局とのネットワークを強化しました。研究員の帰国後も、ニュースレターの送付や当庁職員の出張等の機会に面談を行う等、卒業生とのネットワークの維持に努めています。</p>
<p>指標② [主要]技術協力の実施状況 【 達成 】</p>	
<p>27年度 目 標</p>	<p>金融協議等を通じて決定した具体的な技術協力の方向性・内容に沿った着実な技術協力の実施、アジア／グローバル金融連携センターの運営</p>
<p>27年度 実 績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミャンマー、タイ、インドネシア、ベトナム及びモンゴル等の金融当局との間の覚書締結・書簡交換に続き、27年6月にカンボジア国立銀行（NBC）、カンボジア証券取引委員会（SECC）との間でそれぞれ金融技術協力に係る書簡交換（EOL）を実施し、長期的な協力枠組みを構築しました。また、こうした金融当局との間でハイレベルの意見交換を実施するなど、アジア諸国との関係を強化しました（再掲）。 ・ PDCAサイクルを念頭に置いて日系金融機関等の意見を幅広く聴取した上で、ミャンマー、タイ、インドネシア、ベトナム及びモンゴル等について深度ある金融協力を実施しました。 特に、ミャンマーにおいては、ミャンマー財務省等の証券監督能力強化を支援するために長期専門家として派遣している当庁職員や財務総合政策研究所等と協働してミャンマーの証券取引法令整備及び証券取引所設立支援を実施し、ヤンゴン証券取引所の開所を実現しました（27年12月）。 ・ 27年11月及び28年3月に、アジア諸国等の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組み等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。 ・ アジア諸国の金融当局との連携強化等を主な目的とした「アジア金融連携センター」を26年4月に設置して以降、アジア諸国の金融当局者を順次招聘し、28年3月末までに計39名の研究員・インターン生がプログラムを修了しました（27年度では24名）。また、28年4月の「グローバル金融連携センター」への改組に合わせ、同年2月には、中東（ドバイ）・アフリカ（ボツワナ）を含む9名の研究員の受入を開始しました。同センターに招聘した研究員との意見交換や研究員によるプレゼンテーション等の機会を通じ、アジア諸国の金融・資本市場における諸課題を学びつつ、外部機関等とも連携しながら各研究員のニーズ・関心に応じたプログラムを提供する等、実効的な金融技術支援を推進するとともに、アジア諸国の金融当局とのネットワークを強化しました。研究員の帰国後も、

	ニュースレターの送付や当庁職員の出張等の機会に面談を行う等、卒業生とのネットワークの維持に努めています（再掲）。
--	--

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>A（目標達成）</p> <p>【判断根拠】 「アジア金融連携センター」での研究員の受入拡大や、各国金融当局との間の覚書締結・書簡交換による長期的な協力枠組みの構築などにより、アジア諸国との関係が強化されました。その上で、ヤンゴン証券取引所開設をはじめとしてアジア諸国における金融インフラの整備に進展が見られました。</p> <p>以上のことから、測定指標は「A」としましたが、今後も、引き続きアジア諸国の金融当局との関係強化や金融インフラ整備支援の取組み等を進める必要があります。また、改組された「グローバル金融連携センター」でアジア諸国以外の新興国の研究員受入、その後のフォローアップを通じた知日派の育成に努めます。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 日本企業・金融機関が事業を拡大していく上で、アジア諸国をはじめとする新興国における資金調達、決済、投資の基盤となる金融インフラが未整備であること等が障害になっています。このような現状を踏まえ、金融庁は、金融インフラ整備支援等を通じて、日本企業・金融機関の新興国での事業展開を支援・促進していくことが、新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込むために必要であると考えております。</p> <p>【効率性】 アジア諸国をはじめとする新興国に対する金融協力をより効果的に行うため、PDCAサイクルを念頭に置いて日系金融機関等の意見を幅広く聴取した上で、深度ある金融協力を実施するなど、効率的な施策運用であると考えております。</p> <p>【有効性】 本施策は、日本企業・金融機関が新興国で事業を拡大していく上で制約となる金融インフラの整備につながります。これにより、日本企業・金融機関の新興国での事業展開が促進され、ひいては新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込むことにつながる点で有効な施策であると考えております。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融協力をより効果的に行うため、PDCAサイクルを念頭に置いて日系金融機関等の意見を幅広く聴取した上で、今後も深度ある金融協力を実施すべく検討を進めます。 ・ 「グローバル金融連携センター」において中東やアフリカ、ラテン・アメリカ等からの研究員の受入を強化するとともに、受け入れた研究員のフォローアップを実施し、知日派を育成します。

<p>今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【 施 策 】 引き続き、新興国における金融インフラ整備支援の取組み等を通じ、日本企業・金融機関の新興国での活動を支援し、日本の金融・資本市場を新興国とともに成長させていきます。</p> <p>【測定指標】 ① 昨年の測定指標より具体的な表現に改め、「アジア諸国をはじめとする新興国の金融当局との関係強化に向けた取組状況」と設定します。</p> <p>② 昨年の測定指標より具体的な表現に改め、「アジア諸国をはじめとする新興国に対する金融インフラ整備支援の実施状況、及びグローバル金融連携センターの運営状況」と設定します。</p>
--------------------------------------	--

主な事務事業の取組内容・評価

<p>① アジア諸国をはじめとする新興国における金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等</p>	<p>○ 「平成 27 事務年度 金融行政方針」（以下「金融行政方針」という。）に示された、「国際的なネットワーク・金融協力の強化」の方針も踏まえ、以下の通り、アジアの金融インフラ整備支援事業及びアジアの新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミャンマー、タイ、インドネシア、ベトナム及びモンゴル等の金融当局との間の覚書締結・書簡交換に続き、27 年 6 月にカンボジア国立銀行（NBC）、カンボジア証券取引委員会（SECC）との間でそれぞれ金融技術協力に係る書簡交換（EOL）を実施しました。 ・ PDCA サイクルを念頭に置いて日系金融機関等の意見を幅広く聴取した上で、ミャンマー、タイ、インドネシア、ベトナム及びモンゴル等について深度ある金融協力を実施しました。 特に、ミャンマーにおいては、ミャンマー財務省等の証券監督能力強化を支援するために長期専門家として派遣している当庁職員や財務総合政策研究所等と協働してミャンマーの証券取引法令整備及び証券取引所設立支援を実施し、ヤンゴン証券取引所の開所を実現しました（27 年 12 月）。 ・ 27 年 11 月及び 28 年 3 月に、アジア諸国等の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組み等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。 <p>○ 金融行政方針に示された、「国際的なネットワーク・金融協力の強化」の方針も踏まえ、以下の通り、アジア金融連携センターを運営しました。26 年 4 月にアジア金融連携センターを設置して以降、同センターにおいて、アジア諸国の金融当局者を順次招聘し、28 年 3 月末までに計 39 名の研究員・インターン生がプログラムを修了しました（27 年度では、24 名）。長期滞在の研究員については、滞在期間中最初の 1 ヶ月程度で、基礎的な講義の受講と併せて、外部関係機関や研究所等への訪問等を実施し、その後、各研究員の関心事項に応じたテーマ別研修、意見交換等の機会</p>
--	---

を提供しました。P D C Aサイクルを念頭に置いて、修了生等の意見を幅広く聴取した上で、研修内容を更に充実させました。こうした取組みにより、知日派の育成を着実に実施しました。28年2月には、中東（ドバイ）・アフリカ（ボツワナ）を含む9名の研究員の受入を開始しました。

- 各国との経済連携協定等のうち、特にT P P協定については、日本の金融機関・企業の積極的な進出を促進しアジア太平洋地域の成長を日本に取り込むことにつながるものであることから、金融庁として積極的に交渉に参加・貢献しました。T P P協定は27年10月に大筋合意（28年2月に署名）に至り、27年11月には政府としてT P Pに関連する政策の目標を明らかにする「総合的なT P P関連政策大綱」が策定されました。
- 27年9月のアジア太平洋経済協力（A P E C）財務大臣会合において、A P E C加盟国のうち参加を表明した国が投資者保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にし、規制の共通化をはかるための枠組み（アジア地域ファンドパスポート）への参加表明文書に署名しました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	136	232	288	257
		補正予算	▲1	—	—	—
		繰越等	—	—		
		合 計	135	232		
執行額(百万円)		129	193			

学識経験を有する者の知見の活用	第25回 政策評価に関する有識者会議（28年6月8日）
-----------------	-----------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	総務企画局総務課国際室
-------	-------------

政策評価実施時期	平成28年6月
----------	---------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		金融サービスの提供者に対する事業環境の整備				
評価方式		総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	④（IV-3）
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	12,576	25,252	102,588	59,519	63,804
	補正予算（千円）			△ 2,733		
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	12,576	25,252	99,855		
執行額（千円）		4,956	11,174	32,474		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○政策評価結果を踏まえ、金融サービスの提供者に対する事業環境の整備をしていく必要があることから予算を要求。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備					番号	④（Ⅳ-3）		(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融政策推進に必要な経費	59,519	63,804	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						59,519	63,804	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計						59,519	63,804		

平成 27 年度 実績評価書

金融庁 27(施策Ⅳ-3)

施策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
施策の概要	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革の推進や産業競争力強化法に基づく要望等への対応、事前確認制度の適切な運用、官民による持続的な対話の実施、金融・資本市場活性化策の検討に向けた取組みを図ることとしている。
達成すべき目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「産業競争力の強化に関する実行計画」（平成26年 1 月24日閣議決定） ・「日本再興戦略」改訂2014」（26年 6 月24日閣議決定） ・「規制改革実施計画」（26年 6 月24日閣議決定） ・金融審議会「決済業務等の高度化に関するステディ・グループ」中間整理（27 年 4 月 28 日） 等

測定指標		
指標①	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業	【 達成 】
27 年度 目 標	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施	
27 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「規制改革実施計画」（26 年 6 月 24 日）等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、規制・制度改革を積極的に推進しました。これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が、着実に進展したものと考えます。 	
指標②	ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間	【 達成 】
27 年度 目 標	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る	
27 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27 年度における、ノーアクションレター制度に基づく照会 3 件、一般法令照会制度に基づく照会 1 件について、処理期間内での回答を実現しました。 ・ グレーゾーン解消制度に基づく照会 2 件についても、迅速な対応を行いました。 <p>これにより、金融行政の透明性・予測可能性を高め、金融サービスの提供者が積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境の確保に寄与したものと考えています。</p>	

指標③	金融機関等との意見交換の会合（官民ラウンドテーブル等）の開催実績	【 達成 】
27年度 目 標	金融業をめぐる課題等を踏まえて必要に応じ実施	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民ラウンドテーブル「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み」作業部会は、5回にわたる議論を経て、報告書を取りまとめました（27年6月公表）。 ・ 行政当局と地元企業等との意見交換等の場として、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を4回開催しました。 これらの取組みは、我が国金融機能の向上・活性化に繋がっていくものと考えます。 	
指標④	[主要]「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」等を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業	【 達成 】
27年度 目 標	「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」等を踏まえた金融・資本市場活性化策に係る施策の実施	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融・資本市場活性化に向けての提言」等に盛り込まれた施策の進捗の評価や、我が国の金融・資本市場活性化のために重要であると考えられる新たな課題等について、27年6月に意見書「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」を公表しました。 ・ これらの意見書等も踏まえ、金融・資本市場活性化をはじめとする金融行政を、いかなる方針で行っていくかについて、27年9月に「平成27事務年度金融行政方針」として公表し、「活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現」、「市場の公正性・透明性の確保」、「金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保」に向け、様々な取組みを進めました。 	
指標⑤	[主要]決済高度化及び金融グループ制度のあり方についての検討状況	【 達成 】
27年度 目 標	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」及び「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」において検討を進める	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において決済高度化に向けたアクション・プランを含め、報告を取りまとめ、公表しました（27年12月）。また「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」においても、報告を取りまとめ、公表しました（27年12月）。 ・ 上記報告を踏まえ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（28年3月）。 これらの取組により、金融とITの融合の進展等の環境変化に我が国金融機関が戦略的に対応できる環境の整備が、着実に進展したものと考えます。 	

参考指標		
指標① 規制改革ホットライン等の回答状況		
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 規制改革ホットライン等に寄せられた規制改革提案事項について検討を進め、規制・制度改革を積極的に推進しました。 	
指標② ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数		
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ノーアクションレターの受理件数3件、回答件数3件 一般法令照会の受理件数1件、回答件数1件 	
指標③ 金融業界との意見交換会等の実施実績		
27年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等と幹部レベルでの意見交換会70回 	

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>A (目標達成)</p> <p>【判断根拠】 金融・IT融合の急速な進展等の環境変化に対応するための銀行法改正案の国会提出等をはじめとする規制・制度改革を推進したほか（測定指標①、⑤）、ノーアクションレター制度等に基づく法令照会に適切に対応しました（測定指標②）。</p> <p>また、地域の成長マネー供給促進フォーラムの開催等を通じて、官民による持続的な対話の実施に向けた取組みを進めました（測定指標③）。</p> <p>さらに、金融・資本市場の活性化に向けて、金融行政方針に基づき、活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保等に向けた取組みを進めました（測定指標④）。</p> <p>今年度の測定指標の目標は全て達成しているほか、FinTechに関する民間事業者の相談等に一元的に対応するFinTechサポートデスクを設置したこと等を勘案して、評価結果は「A」としましたが、28年度以降も、金融サービスの提供者に対する事業環境の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。</p>
	<p>【必要性】 金融サービスの提供者の事業環境を整備するためには、企業や金融機関と継続的に対話を行うとともに、金融を取り巻く環境変化に対応するために規制・制度のあり方を検討していくことが必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 金融・資本市場の活性化に向け、現状・課題の分析を改めて行うことにより、効率的に取組みを進めることができたと考えています。</p> <p>【有効性】 規制・制度改革の推進、ノーアクションレター制度等への適切な対応は、金融サービスの提供者の事業環境の整備に有効であると考えています。</p>
施策の分析	

<p>今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融・資本市場の更なる活性化に向けて必要な取組みを進めていく必要があります。</p> <p>【施策】 金融・資本市場の更なる活性化に向けて必要な取組みを進めていく必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を整備するため、引き続き、規制・制度のあり方を検討していきます。</p> <p>②引き続き、ノーアクションレター制度等に基づく法令照会について迅速に対応していきます。</p> <p>③引き続き、金融機関等との意見交換の会合を必要に応じて実施していきます。</p> <p>④金融行政方針においても明らかにしているとおおり、活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保等に向け、引き続き必要な取組みを進めます。なお、金融・資本市場活性化に係る施策はⅡ－２・Ⅱ－３、Ⅲ－１～５において評価されるため、測定指標から削除します。</p> <p>⑤金融・IT融合の動きへの戦略的対応を進める観点から、引き続き必要な取組みを進めるとともに、27年度における制度整備の状況等を踏まえ、測定指標の見直しを行います。</p>
--------------------------------------	---

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 規制・制度改革等の推進</p>	<p>法改正等を伴う主な取組は、下記のとおりです。</p> <p>i) 条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和</p> <p>「規制改革実施計画」(26年6月24日)に盛り込まれている「条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和」について、情報の取得状況の確認義務を緩和するため、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(27年5月公布・施行)の中で、企業内容等の開示に関する内閣府令等を改正しました。</p> <p>ii) ITの進展に伴う技術革新への対応</p> <p>金融審議会において、決済高度化に向けた方策や金融グループを巡る制度のあり方等について検討を行い、報告を取りまとめました(27年12月)。これを踏まえ、制度面の手当てを行うため、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を提出しました(28年3月)。規制改革ホットラインに寄せられた、「金融関連IT企業等への出資の容易化」や「銀行グループ内外での決済関連事務等の受託の容易化」等、関連の規制・制度改革要望について、本法案において手当を行いました。</p> <p>上記改正をはじめ、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・規制改革を推進することにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対</p>

	<p>応しつつ、金融サービスの提供者が積極的に事業を展開できる環境の整備が、着実に進展したものと考えます。</p>
<p>② 事前確認制度の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために、引き続き、金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切な運用を図っています。金融行政の透明性・予測可能性を高め、金融サービスの提供者が積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境の確保に寄与したものと考えています。
<p>③ 官民による持続的な対話の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民ラウンドテーブル「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み」作業部会は、5回にわたる議論を経て、報告書を取りまとめました（27年6月公表）。 ・ また、地域の実情を踏まえつつ地域の成長マネーの供給促進を図るため、行政当局と地元企業や地域金融機関等との意見交換等の場として、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を4回（大阪、福岡、仙台、名古屋）開催しました。 ・ こうした取組みを通じ、行政当局と金融機関等の事業者との建設的な対話を継続して実施することにより、我が国金融機能の向上・活性化に繋がっていくものと考えます。
<p>④ 金融・資本市場活性化策の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融・資本市場の活性化に向けての提言」（25年12月公表）及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26年6月公表）に盛り込まれた施策の進捗の評価や、我が国の金融・資本市場活性化のために重要であると考えられる新たな課題等について、27年6月に意見書「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」を公表しました。 ・ これらの意見書等も踏まえ、金融・資本市場活性化をはじめとする金融行政を、いかなる方針で行っていくかについて、27年9月に金融行政方針として公表しました。本方針においては、質の高い金融仲介機能の発揮等を通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大の実現を目指すことを明らかにしました。 ・ このような姿の実現を目指し、活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保等に向けた取組みを進めました。 ・ その際には、家計、金融機関、投資先企業の3つの主体に総合的に働きかけ、28年度税制改正によるNISA制度の利便性向上、NISA制度の総合的な効果検証を実施したほか、金融機関のフィデューシャリー・デューティーの浸透・実践、コーポレートガバナンスの実効性の向上に取り組みました。また、会計監査の質の向上や市場監視機能の強化にも取り組みました。 ・ なお、予算措置されたヘルスケアリート調査研究等については、委託調査を実施し、海外でのヘルスケアリートをとり巻く環境や日本におけるヘルスケアリートに関する諸課題等に係る調査を行ったほか、国土交通省や関係団体と連携し、ヘルスケア関連事業者を対象として、ヘルス

ケアリートを活用した施設運営についての説明会を実施するなど、普及・啓発に向けた取組みを進めました。

⑤ 決済高度化及び金融グループ法制の検討

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において決済高度化に向けたアクション・プランを含め、報告を取りまとめ、公表しました（27年12月）。また「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」においても、報告を取りまとめ、公表しました（27年12月）。これらを踏まえ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（28年3月）。本法案は具体的には、主に以下の措置を講ずるものです。

- ・金融グループにおける経営管理を実効的なものとするため、銀行持株会社等が果たすべき機能を明確化する。
- ・金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化する。
- ・金融機関と金融関連IT企業等との一層の連携の強化を可能とするため、銀行及び銀行持株会社等による金融関連IT企業等への出資の容易化等を図る。
- ・仮想通貨について、G7サミット等の国際的な要請も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のための法制度を整備する。

また、金融・IT融合（FinTech）の動きを活用した動きが広がりつつあることに着目し、27年12月に「FinTechサポートデスク」を設置しました。当デスクを通じて事業者等からの金融面等に関する相談や一般的な意見・要望・提案等も受け付け、金融イノベーションを促進するとともに、IT技術の進展が金融業に与える影響の分析に活用しています。

これらの措置により、金融とITの融合の進展等の環境変化に我が国金融機関が戦略的に対応できる環境の整備が、着実に進展したものと考えます。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	13	25	103	60
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—	▲1		
		合計	13	24		
執行額 (百万円)		8	12			

学識経験を有する者の知見の活用

第25回 政策評価に関する有識者会議（28年6月8日）

<p>政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報</p>	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」(26年6月24日閣議決定) ・「規制改革実施計画」(27年6月30日閣議決定) ・「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告 ～ 決済高度化に向けた戦略的取組み～」(金融庁 27年12月22日公表) ・「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告 ～ 金融グループを巡る制度のあり方について～」(金融庁 27年12月22日公表) ・情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案 (http://www.fsa.go.jp/common.diet/) <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度ほか)の照会に対する回答(金融庁 28年1月21日公表ほか) ・一般的な法令解釈に係る書面照会手続の照会に対する回答(金融庁 27年12月1日公表ほか) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み」作業部会の報告書(金融庁 27年6月29日公表) <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」(金融庁 27年6月30日公表) ・「平成27事務年度金融行政方針」(金融庁 27年9月18日公表) ・「海外におけるヘルスケアリートに関する調査研究」(金融庁 28年1月26日公表) <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告 ～ 決済高度化に向けた戦略的取組み～」(金融庁 27年12月22日公表) ・「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告 ～ 金融グループを巡る制度のあり方について～」(金融庁 27年12月22日公表) ・情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案 (http://www.fsa.go.jp/common.diet/)
<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局 政策課、企画課、企画課信用制度参事官室 監督局総務課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年6月</p>

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備				
評価方式		総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	④（IV-5）
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	13,427	14,010	15,922	19,269	52,085
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	13,427	14,010	15,922		
執行額（千円）		9,893	10,325	10,695		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○政策評価結果を踏まえ、金融経済教育を推進していくため、予算の要求を行った。				

政策評価調書（個別票2）

政策名	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備					番号	④（Ⅳ-5）		(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融政策推進に必要な経費	19,269	52,085	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						19,269	52,085	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計						19,269	52,085		

平成 27 年度 実績評価書

金融庁 27(施策Ⅳ-5)

施策名	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備
施策の概要	金融リテラシーを向上させるための環境整備として、金融経済教育の推進に向けた取組みを行う。
達成すべき目標	金融リテラシーが向上すること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融リテラシーの向上は、以下の点から重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融取引を巡るトラブルから身を守るとともに、ローン、保険、資産運用商品等の金融商品を賢く利用することを通じて、生活の質の向上につながる。 ・利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界があり、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するという問題もある。このため、利用者の金融商品を選別する目が確かになれば、より良い金融商品の普及も期待できる。 ・1,700兆円を超える家計金融資産の過半は現預金となっている。資産運用を行う上での基礎知識を身に付け、家計が国内外の資産（株式、債券等）への中長期・分散投資を進めることは、家計の安定的な資産形成に資するだけでなく、成長資金の供給等を通じ、デフレ脱却にも資すると考えられる。 <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定） ・金融経済教育研究会報告書（25年4月30日公表） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25年6月28日閣議決定） ・金融・資本市場活性化に向けての提言（25年12月13日公表） ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26年6月12日公表） ・消費者基本計画（27年3月24日閣議決定） ・日本再興戦略2016（28年6月2日閣議決定）

測定指標			
国民の金融知識の状況：生活設計策定の有無			【 - 】
指標① ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」（以下同じ）			
基準値	実績		目標値
26年度 調査実施 時点	27年度 調査実施 時点		28年度 調査実施時点
37.3%	35.1%		50.0%

指標② [主要]国民の金融知識の状況： 金融商品の選択		【 達成 】
27年度 目 標	金融商品を選択するための金融知識の普及	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を改定・公表しました。 利用者が、適切な金融知識を得て、それぞれのニーズに応じた金融商品を選択できるよう、「金融リテラシー・マップ」の内容を反映したガイドブックを作成し全国の高校等や地方公共団体に配布したほか、関係団体と連携して、大学生を対象とした授業を実施するなど、金融経済教育の推進に取り組みました。 	
指標③ 国民の金融知識の状況： 金融広報中央委員会の認知度		【 達成 】
27年度 目 標	金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）の周知	
27年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 家計管理と生活設計について考える相談会やシンポジウムにおいて、金融広報中央委員会の活動状況などについても周知しました。また、引き続き、委員会のウェブサイト（「知るぽると」）と金融庁や関係団体のウェブサイトで相互にリンクを張るなど、様々な機会を通じて「知るぽると」の周知を図りました。 	

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 「金融リテラシー・マップ」を27年6月に改定・公表したことにより、身に付けるべき内容がさらに明確になり、より効果的・効率的に金融経済教育を推進することが可能になりました。また、「金融リテラシー・マップ」の内容を反映したガイドブックを作成し全国の高校等や地方公共団体へ配布したほか、シンポジウムや大学生を対象とした授業を実施するなど、金融経済教育の推進に取り組みました。 しかし、施策の目標に照らし合わせてみると、金融リテラシーの向上に向けてさらに実効性の高い取組みを行う必要があるなど、引き続き取り組むべき課題があることから、「B」としました。
	【必要性】 金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を促していくことは必要と考えています。 【効率性】 多種多様な実施主体がいる中で、最低限身に付けるべき金融リテラシーの内容を共有して、活動に必要な予算を確保しつつ、適切な役割分担を行うことにより、より効果的・効果的な推進を図ることができると考えています。
施策の分析	

	<p>【有効性】 金融経済教育研究会報告書で指摘された諸課題について、関係者が連携しつつ、知恵を絞りながら、持続的に金融経済教育を効率的・効果的に推進することによって、国民の金融リテラシーの向上が図られると考えています。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【今後の課題】 金融リテラシー向上のため、引き続き様々な機会を活用しながら、着実に金融経済教育を推進していくことが重要です。</p> <p>【施策】 金融リテラシーを向上させるための環境整備として、金融経済教育の推進に向けた取組みを行います。</p> <p>【測定指標】 最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みを主要指標とします。また、生活設計策定の有無について引き続き把握するとともに、金融広報中央委員会の認知度向上に向けて取り組めます。</p>

<p>主な事務事業の取組内容・評価</p>	
<p>① 金融経済教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を27年6月に改定・公表しました。 ・ 大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して5大学で実施しました。さらに28年度において取組みを拡大するため、大学に対して働きかけを行いました。 ・ 金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」について、「金融リテラシー・マップ」の内容を反映した改定を行うとともに、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「未公開株等被害にあわないためのガイドブック」を改定し、金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高校・大学・地方公共団体等へ配布しました。 ・ 地方公共団体や関係団体等と連携しながら、NISAに関するシンポジウムの開催や市民講座等への講師派遣を実施しました。 ・ 家計管理と生活設計について考える相談会を関係団体と連携して開催したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的とした「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を全国5箇所で開催しました。 ・ 電子マネーに関する消費者被害の未然防止のため、「基礎から学べる金融ガイド」を改定する際に電子マネーに関する消費者被害への注意喚起を追加して、金融庁、消費者庁、金融広報中央委員会のウェブサイトに掲載したほか、財務局などに対し、出前講座などにおいて注意喚起するよう要請するといった取組みを行いました。

施策の 予算額・執行額等	区 分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	13	14	16	19
		補正予算	—	—	—	—
		繰越等	—			
		合 計	13	14		
執行額 (百万円)		10	10			

学識経験を有する者の知見の活用	第 25 回 政策評価に関する有識者会議 (28 年 6 月 8 日)
-----------------	-------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融経済教育研究会報告書」(金融経済教育研究会 25 年 4 月 30 日公表) ・「金融リテラシー・マップ」(金融経済教育推進会議 27 年 6 月 29 日公表) ・「家計の金融行動に関する世論調査」(金融広報中央委員会 27 年 11 月 5 日公表)
---------------------------	---

担当部局名	総務企画局政策課
-------	----------

政策評価実施時期	平成 28 年 6 月
----------	-------------